

川中村郷土誌資料

大正八年九月一日

川中村郷土誌資料

小瀬貞助

川中村統治の変遷

○はじめより日高の内なること云うまでもなし。

○中古日高郡を建置されたるは、孝徳天皇の大化改進[?]の時なり。この時郡の下に里あり（今の村の大きなものなり）。後里を郷と改む。日高郡には内原・財部・清水・石渚・南部・余部の六郷あり（由良・白崎・衣奈 三村の地は日高郡外なりき）。この頃川中村辺は清水郷に属せしものと思はる（確かなること詳かならず）。その頃は無論川中などいふ村もなく、老星や三佐など云ふ村名もなく、人家も極めて稀少なりしことと思はる。

次いで藤原氏の盛時、莊園盛に起る。

○莊 この頃今の丹生村江川あたりより、日高川上流川上村辺までを川上莊といへり。日高郡には莊園十八ありき。日高川筋には山地・寒川・川上・岩内・山田・矢田・藺・財部・高家などの諸莊あり。川中村は無論川上莊の内なりき（川上莊の所管は江川・山野・老星・大又・三佐などの五十二ヶ村なりき）。

川上莊の時代、豪族川上氏之を領す（川上氏のこと詳ならず）。玉置氏後に起り（他より来たりて）川上氏を亡ぼし、之に代つて本莊をすべ和佐手取城に居る。

（註）莊園は中古藤原氏の専横をきはめし頃より出来。近古（鎌倉期）を経て、近古（徳川期）の初に及べり。無論領主は幾度も交代せるならん。其判明せるは、玉置氏・川上氏のみ

徳川時代莊を廢して組を置く。日高川筋には山地組・中山中組・江川組・天田組などありき
和歌山領（入山・志賀・江川・中山中・山地・南谷 六組）

田辺領（切目・南部（東組・西組）三組）

計九組ありき。川中村辺は無論中山中組に属せり。

村々（老星・三佐などを村とせり）には庄屋あり今の区長の如し。庄屋の下に肝煎ありて事務を助く。

組には大庄屋あり、大庄屋を助ける者を杖突とす。大庄屋とは今の村長よりもっと大きな

範圍を治め、権限も強大なり。杖突とは今の助役の如きもの也。中山中組大莊屋は愛川の玉置氏・田尻の龍田氏・大又の原見氏等かはるぐつとめたり。龍田氏は両家何れも大莊屋をつとめたり。

明治になりて、右の組を小区と改めたり。

明治廿二年今の村を組織して、これまでの村を大字と改め現在に至る。

山家同心の事

山家同心とは一郷の豪族にて、地理に通ぜる者を選び、有事の日軍隊進軍の嚮導をなし、平時は地領又は近郷の偵察に任ずるもの。和歌山を距ること遠き僻陬の郡に置かる。日高郡に一組三十人あり。龍田氏は其組頭をつとめたり。其の下に同心をつとめし者、龍田両家・三十木の井原氏・川原河の糠田氏・熊野川の浅間氏・寒川氏などありき。之に一人扶持を賜ふ。扶持あるを以て、其株を売買譲渡することありき。

地士のこと

地士とは平時家にありて、農耕につとめ有事の日、弓銃をとつて出役する。

川中村郷土読本

わが孝校

どこ わが孝校は田尻にあり。広さ敷地すべて三四一坪、建物は一〇六坪あり。
人数
いつ わが孝校は明治八年七月十五日三佐に創立せられ、三佐小孝校と云つて木下恒助先生初めて教師となられたり。其時児童すべて三十六なり。

明治廿六年四月十五日に田尻のこのところに移されて、田尻尋常小孝校と改名したり。

明治三十六年七月四日に今の校舎が改築できたり。

明治卅八年四月十四日高等科併置して、川中第一尋常高等小孝校と改名したり。

わが村の役場

どこ 村の中央なる大字田尻にあり。

人数 村長 小早川九輔氏・助役 原見辰助氏・収入役 龍田保助氏・技術員 森盛一氏の五人なり。

いつ 明治十二年に戸長役場といつて、佐井村と田尻村と二ヶ所に置かれたり。

明治十八年にれん合村戸長役場といつて、佐井村をやめて田尻村合併せられたり。明治廿二年四月に自治制を布き、左の村々を合せて一村として、之を治めるために今の役場はできたり。(佐井・坂野川・老星・大又・三佐・田尻・小釜本・下田原・上田原)

我が村の巡査駐在所

どこ 村の中央なる田尻の中程にあり。

いつ 明治十三年四月御坊警察署三佐分署といつて三佐村に置かれたり。

明治廿年四月一日御坊警察署田尻派出所と改称せられて田尻村に移されたり。

明治廿二年四月一日川中村の改称と同時に、御坊警察署川中村受持巡査駐在所と改称せられて、同年十月十六日役場の側にうつされたり。明治廿七年今の駐在所は出来たり。

我が村のお宮とお寺

一、村社八幡神社 氏子四百七十五戸 境内四千八百三十七坪

小釜本の小名長子にお祭りしてあるを以て、昔から長子八幡宮と称して応神天皇様をお祭りしてござゐます。例祭は昔から旧の八月十四日であつたが、今は十月一日になつてあります。丹生村江川八幡宮はこのお宮の別れでござゐます。社殿の傍にある大きな樟の木は名高い神木でござゐます。昔辨けんが此のお宮で勝利を祈つたと申します。

二、三佐安楽寺と小釜本の遍照寺は、いつ建てられたかわかりません。

三、佐井の極楽寺は、今より二百年前僧厭譽欣秀の開基であります。

四、坂野川村の山向寺は、今より二百年前僧台譽円華の開基であります。

我が村の山と川

一、犬ヶ丈（高さ五二二米） 山上に三角点の石あり。

○犬が丈：カマキリ 蟪蛄峠（二二四米）：：株井峠（二六二米）：：城が森（一二六八米）
城が森山脉

二、矢筈山（八一一米） 山上に三角点の石あり。

紅台―経平（章博）

○矢筈山：：ムシロバタ峠（四一二米）・キョウダイラ 紅台（四三八米）・マヅマ山（五二五米）

マヅマ支脉 ○城山 昔三百年前玉置氏の城ありしと云う

三、日高川 龍神村の山中より発して御坊にて海に入る。長さ四十一里

○日高川水力電気会社発電所と、和歌山水力電気会社第一発電所と第二発電所あり。

四、ワシノ 鷺川 田尻村 矢筈山中に発し北西に流れて日高川に入る。長さ五十四丁・中程に名高き瀧あり鷺川の瀧と云ふ。高さ三十間余・はば三間余。瀧壺の傍に小さき観音堂あり。

あら鷺の雨ぐもはぶく風はやみ 岩きる瀧の音どよむなり

五、本川 三佐の経平にあり、山中に発し北に流れて日高川に入る。長さ廿四町。

六、大又谷川 大又の奥柿谷より発し、北流して大又口にて日高川に入る、長さ三十五町。

七、川中村の平野 日高川の西岸にありて、広さ凡そ百五十町。

我が村の農業

一、農業 わが村の平野は地味肥ゑてありますから、米・麥等の産多くあります。

小釜本のはでの実や三佐の大根は、昔からの名産としてきこゑたれども、今は年々に少なくなりつつあります。養蚕は四五年前からだんくと盛んになって来ました。林産として杣・桧・木炭の産出ことに多くあります。

二、工業 醋酸・松煙・酒類・醬油は其産額多くあります。

三、商業 四十三銀行川中村取次所・川中村信用組合

我が村の交通

一、河南龍神往来（三里十七町十九間）

（大又・老星・三佐・田尻・下田原・上田原）

二、河北龍神往来（二里二十五町五十九間）

（佐井・坂野川・小釜本・下田原・上田原）

三、不動坂往来（二十一町七間）

（老星・大又）

四、船着村往来（三十二町十五間）

（佐井）

五、三十木往来（三十四町五十八間）

（下田原・上田原）

六、櫓峠往来（十七町二十八間）

（小釜本）

我が村の名所旧跡

一、畑ヶ瀬の殿柿

今より凡そ三百年前、和佐の手取城主玉置民部少輔長春の家臣原要助の長男・二男の二人がうえられたと云ひます。そして左のやうな事が伝はつてあります。

「この柿はこれより毎年なりたる時は、この村の子供等が勝手に取つて、そしてチンにせよ」と申したと云ふ。父要助は天田村胡瓜坂にて討死にす。

二、大又の洞

大坂城の戦の時志賀の住人中村三郎兵衛等が、大坂方に助けに行くために、自我の臣の掃部太夫を誘ひしに、同意せざりしと其の首を切りたり。其時掃部大夫の妻子、大又洞ににげ来たりて住ひしと云う。

三、下田原の庵坂

今より三百五十年前、和佐玉置氏の家臣古田栄範なるものの住ひし所なりと。

四、田尻の城山

和佐手取城主玉置氏の城ありしと云ふ。

川中村の地勢

位置 川中村は日高地方のやゝ北西部にあり。

境界 北と西は船津村に接し、東は川上村に隣し・南は眞妻支脉をへて眞妻村に界す。

面積 四千町

区劃 上田原・下田原・小釜本・田尻・三佐・老星・大又・坂野川・佐井

地勢 北に城が森山脉中の犬ヶ丈あり、南東西に虎が峯山脉と眞妻支脉の矢筈山・経平峠・不

動坂あり、其の間は細長き平野あり、日高川之を貫きて流る。

日高郡

面積 十四万町 その内山は十三万町、その他田畑たり。

日高平野 広さ二千町余 縣下第二位たり、海岸凡そ二十五里。

区劃 三町三十四ヶ村 郡役所御坊に在り、郡長土師盛貞也。

川中村佐井 柏木氏先祖記録

本国 近江 家系 柏木氏

人皇五十六代清和天皇第六皇子貞純親皇ヨリ五代

頼義 河内守頼信長男 童名千平丸

永保二年十一月三日卒ス 法名信海入道

一、義家 八幡太郎 童名源太丸

長治二年七月剃髪 全八月十八日卒ス 法名信了

加茂次郎左衛門尉

二、義綱 新羅三郎 源氏一統ノ棟領 母二位法印尊長女

近江国大津二住ス 奥州下向ノ時ハ兄義家ニ力ヲ合武功ヲ奏ス

大治二年十月二十日大往生

義業 若名刑部太郎 母甲斐守如実女

久安元年丑五月八日卒ス

昌義 佐竹信濃守

義定 山本遠江守 母ハ常陸住人清幹女

保元七年[?]左尉頼長 帝ヲ恐シ奉リ崇徳帝ニ御謀反ヲ動シ時 義定ヲ白河ニ属テ

軍功ヲ乱ス 平治元卯年二条ニテ信頼・義朝謀反之時忠義ス 永暦元辰年二月

七日卒ス

義経 山本冠者若狭守 母ハ佐竹太郎忠義女

保元・平治之乱武功ス 粮和元丑三月四日卒ス

一、義明 箕浦冠者

二、義弘 山本冠者左衛門尉

三、義兼

嘉永二卯年正月二十日兄義明ト共ニ行方不明

柏木判官代近江国ニ住ス 母佐竹左衛門尉義茂女

壽永元年頼朝ニ属ス 江ノ島弁財天建立ノ時九月五日卒ス

義章

柏木判官代 童名賢次丸 母佐竹常陸助女 衣川合戦ニテ討死ス 文治五年四月二十八日卒ス

頼兼

柏木將監判官代 童名主計 母は佐竹秀義孫女

建保元年和田合戦ノ時 和田兵火ニ力カリ焼死ス 三月二十八日九十三歳

頼秀

柏木將監 童名竹王丸 母佐竹判官代養良女

貞暦年中宇治合戦ノ時 義時方ニ在テ軍功ヲ立ツ 宝治元未二月十二日九十九歳卒ス

秀兼

柏木將監遠江冠者 童名雪千代 母佐竹義夏女

正暦元子五月三日卒ス

秀章

柏木將監 童名求高 母は平野冠者重秀女

元暦二未七月十三日卒ス

一、秀純

柏木將監 童名奥丸 母ハ上有知公清女

父秀章ト共ニ守邦將軍ニ属セシノ故ニテ 鎌倉ヲ出上洛シ尊雲親王ニ仕エ（大塔宮）大塔宮高時ヲ亡サント謀ルノ時 秀純兄弟吉野十津川ヘ供奉ス 其後赤

坂吉野千劔甲城ニ籠リ正成謀テ寄手ニ利ヲ失セサス 終北条高時ヲ始一族正慶

二面亡失ス 後直義ノタメニ大塔宮ヲ失フ 依テ臣下諸国ニ散乱ス 時ニ秀純

郷列ニテ直義ノタメニ討ル

二、秀家

柏木助兵衛尉 童名賢次丸 母ハ秀純ニ

建武二年十月江州ヲ出テ紀州伊都郡柏木村ニ住ス

延元元子九月八日自滅ス 紋ハ大塔宮ヨリ納五本骨扇子 但シ十本骨ノ内弓倉

修理太夫ト五本ツツ分ル 要附ノ方ハ秀家納御

秀盛

柏木午郎兵衛 觀暦元子九月八日死ス 実ハ秀章三男 甥秀兼ハ日高郡土生庄

秀 秀
政 長

秀 秀 秀 成 秀 秀 秀 秀 秀
入 乙 兼 茂 成 茂 宗 国 秋

柏木德太夫	柏木助兵衛	同百姓男左ノ通り	仁田蒙仙	中田七郎太四郎	村田甚四郎	村田左次郎	吉田安一郎	岡田孫四郎	柏木左近太夫	柏木熊千代丸	附ル	畑屋敷ヲ開キ	慶長元申七月伊都郡柏木村ヲ出テ日高郡南塩屋浦ヘ引越	柏木助兵衛	成茂二男	柏木半太夫	柏木由右衛門	柏木助兵衛	柏木德太夫	柏木敬四郎	柏木助兵衛尉	内千津二住ス
慶長九辰八月二十五日卒ス	森宮ノ坊ヘ養子 慶長八卯七月十九日卒ス		入郷	乙季	乙成	乙常	乙之	乙勝	乙恒	乙正		同六丑年所ヲ立	御檢作ヲ請入 旦譜代之者左ノ通兄弟ヘ分ケ	慶長六丑十月十二日卒ス	文祿二巳八月二十五日卒ス	天正七年卯三月十二日卒ス	永祿二未年五月廿九日死ス	天文元辰七月二十八日卒ス	文龜元酉六月八日卒ス	文明元丑十一月廿五日卒ス	童名雷丸 永享十二申八月二十九日死ス	童名源次郎 秀章四男 慶安元申九月十一日卒ス

秀乙	柏木源兵衛	慶長十九年五月七日卒ス
乙成	柏木興三左衛門	元和二辰正月十二日卒ス
秀勝	柏木次郎太夫	元和九年六月二十九日卒ス
秀市	柏木三郎左工門	寛永二丑年二月二十八日卒ス
秀慶	柏木助兵衛	寛永七年十二月十一日卒ス
秀成	若名柏木徳太夫	元禄七戌二月七日卒ス
秀綱	柏木源太夫	元禄十四年五月十二日死ス
秀信	柏木三左衛門	童名平次郎 明暦三酉年日高郡佐井村江住居
秀清	元禄十六未九月十日死ス	
秀宗	柏木弥六	母柏木弥十郎女 享保十二年正月十二日死ス
秀房	柏木弥四郎	後弥六改ム 母柏木武平女 天明辰九月二十九日死ス
信次	柏木儀助	母信宗女 寛保二戌十月二十七日死ス
信綱	柏木儀平	母大沢太左工門娘 寛政五年六月二十五日死ス
定綱	柏木儀助	母原見徳太夫女 文政十三子正月十七日死ス
進道	柏木儀左工門	
現在	柏木谷右工門	
	柏木太四郎	

下田原
上田原
古田氏・田原氏先祖の記録

手取城主玉置氏の臣
玉置氏亡びし時、平川に來り暫く茲に居て下田原に來る。其家亡びし故、今はその分家あるの

み。古田・田原の二家は代々餅をつきしなり。三十木宮より下阿田木神社に金の幣納めあり。之は川又の祭にけんかした時、一本とり来たりしと云う。下田原は昔川又の祭なりしと云う。

古田氏系圖

第一 古田松之進よしのり宋範

○天正十三年初下田原村に居す。當家の元祖全村にて年月を送り南を建る。

男子二人あり、兄弟兩家に別れたり。右松之進宗範老後剃髮して、法名栄範と庵室を結びて、亡君及先祖の爲菩提を弔ふ。是より此所を庵坂あんさかと唱え初む。

○栄範和佐手取城家老職仕官の頃、平川小山高山寺の境内違乱之品有之權之頭殿朱印紙を以て境内相定る。右朱印紙高山寺の什物にて秘藏也。則其文に曰く

此度小山戻之儀に付訴治其始末原又太夫・古田三郎右衛門を以て古家掃部之助方へ如先然之通申付より社より四方八町ノ儀

藏王御織地に相定候自今以後可守此状者也

天正十一年癸未卯月四日

直和印

小山別當来春坊

第二 古田三郎右衛門信之下田原南家相統す

次男左衛門下田原南家相統

長男古田三郎右衛門上田原に來り百姓株を買求め、寛永五年初上田へ引越す。慶安三寅年上田原村庄屋被付らる。貞享四卯年也三十八年相勤年寄退役す。

○祖父宋範よしのり之志を請亡君及先祖の爲、元禄十五年八月溪谷寺に半鐘寄進す。

○宋範下田原土着の節は、系圖書並に刀ともに有之候処南出火にて焼失す。備前則光短刀壹腰上田原へ持来る。次男松兵衛德室とくむろに分家す。

宝曆三年明和参年まで十四年庄屋勤める。

第四 宇兵衛清恒 上田原庄屋をなす。男子なく甥養子とす。

第五 古田宇八直一 二次長次郎忠親中道と分家。

三男伊助 後宇兵衛と改名 本家大江家を相続す。

第六 古田長次郎忠親

是は宇八の三男也。初中道を建る。明和三戌年祖父松兵衛、上田原村庄屋相勤む。寛政四年二十七年相勤全年六月山地組庄屋及中山中組兼務す。紀州様殿熊野へ御参之時、當家由緒書申達候処、御吟味之上十一月二十一日上野浜にて御目見相濟、三男丈左工門安昌相続す。

第七 古田丈左工門定昌 小池組・中山中組の庄屋となる。佐井・高津尾・坂野川庄屋となる。

第八 古田覺之助高治たかはる

第九 古田喜弥太爲信 今尚健在し居る。

文久三癸未秋七月下旬より初て、自称天忠組將師中山侍従・謀士藤本鉄石・勇士吉村寅太郎等を初数百人、河内国狭山・大和国高取城を犯し五条代官に乱入し、代官及属官共三名を果し、地方の百姓を集合せしめ申聞け日。今我黨に興せば地稅半額とす、夫れより先所々にて武器を多く押領しあるを以て、高野より東之方は白銀山嶽しろがねに楯籠る。故に国主謀手ヲ向く（幕府より徳川茂承に命じて之を討たしむ。茂承家臣津田又太郎・水野多門に山にす）。其時御国何地工溢し来らんも、難斗し以て所々入口を固む。山地組丹生ノ川見張仰付らる。八月下旬賊徒敗北す。〇〇〇〇庄屋となる、明治十二年四月戸長となる（上田原・三十木・姉子・三十井川・原日浦戸長となる）。

古田氏之事

當家之祖古田三郎右衛門宋範下田原に居住し、夫より氏族上田原村に移る。其本源を尋ねるに、天正年中の頃ほひ秀吉公當国へ入來の砌、其地は未だ四海靜ならず。古田三郎右衛門玉置氏の家老にて竹原に住居したり。田原氏の臣父古田掃部が跡をつぎ、日高郡平川村を知行す。小身なりと雖武道の本意を保つ。天正年中主君權頭殿湯川直春と合戦に及けるに、主君權頭殿打負

けて生害す。然るに古田宗範は會之瀬に相向ひ生死の境に入り戦けるに、湯川氏臣古川武太夫・浅井谷助二人と血戦して相働き申。手取城落城の由使者来り、夫より和佐に飯り城の内外を見廻り家中若干討死にし、或は行方不知者多かりき。宗範は今運命と思ひ玄關の板間にて腹を切らんとす処へ、主君權頭の愛妾菊いづれにかくれ居りけん宗範の前に出来る。此女の腹に出生の男子千若丸三歳を「イヌハリカゴ」に入れ背に負ひ逃げんとするに、宗範之を見て生害をとゞまり、千若丸を助けんと菊とを守護して、菊が父越方午右衛門方へ送り届けん爲下田原に止り、松之進と改名して農業を幸び子孫に伝ふ。姓は藤原氏の末裔と代々申伝あり。古田氏の同姓奥州に有。之知行三千石を給はり候得共、遠国の事故いづれの家中とも不知。元来玉置氏も奥州出にて、岩城判官氏政の後胤。古田は其家臣なれば同姓に残り有之候（和州秀長郷に入り、知行前の半分に無念に思ひ剃髪す。玉置は生害と云うも、高野山に入り千光院と侍、千光院上人となり、後秀吉の目にとまり、三千五百石を給はり和州にあり、大柿陣の時西方に居り家断絶せり）。

玉置氏

仰々玉置權頭直和古へを聞くに、平家にて平相国清盛公之男小松内府重盛公之子孫。玉置氏は熊野竹原と云所に居住し、千石付之段家栄之旦武術の妙を以て相従ふ者五百人となれり。代々玉置庄司と申て威勢世に聞こゑたり。就中玉置氏平氏と云て濫觴を伺ふ。平家盛之時重盛公之男維盛皇都途中にて、松殿関白に行逢ひしが無礼なりと恥しめられけるを、祖父清盛是を聞き越中上総公に命じて松殿関白を秘しむる時に維盛十三歳、父重盛公聡明叡智にして世に賢人の名を得る人なれば礼を乱さず、松殿に面目なしと思ひけん、維盛伊勢の国に追ひ放つ。然るに維盛九年伊勢に住居しける内賤女にあひて一子を得る。之を巴豆丸と云ふ。其後重盛死す。祖父盛公維盛を都にかへして三位中將になす。巴豆丸は十三の時まで伊勢に居りしが、此時源平の乱起こり維盛熊野沖にて入水との沙汰にて、其後を吊ともなはんと熊野へ来たり、玉置庄司家に止る。庄司家に男なく娘一人、巴豆丸を養子婿として姓を平と改む。建久の頃也。此頃大塔宮熊野落之時、庄司宮を襲ひ宮方多く討死す。又長瀬広常・横矢六郎宮を助け玉置氏と戦ふ。

玉置氏後に引退す。其後宮の天下となりければ、玉置宮の御怒を恐れ妻子郎党を従え、日高郡和佐村へ逃げ忍び、同所山中開山寺と云う庵に身をかくし閑居す。又其後七・八年を経て大塔宮・瀨島伊賀守に討たれ給ひ討たれ給ひ。島氏の世となりければ、玉置氏時を得て又島氏公にて召されて、一万五千石手取山に城郭を構え、子孫十三代より此城に居す。然るに天正十三年秀吉公に相従ひて、然る旨申しければ舅湯川直春之を怒り、婿・舅合戦に及び會之瀬に戦ひて玉置氏負けて、天正十三年手取城落城家中討死にし或は散乱す云々。

(大正八年八月十二日調べ)

大俣村 原見氏先祖の記録

桓武天皇……葛原親王……高見王……高望王……良望(貞望)……良將(將門)……良兼……良口(徑衡)……良文……良持……忠頼(陸奥守)……忠道……忠光……將常……常長……忠將……常兼……常房……頼常(東四郎)……常益……常余……覺永……常重……(下総国檢非遣使)……常家……常広……常康……常衡……常胤……胤常……頼胤……宗胤……貞胤……氏徹……當胤……胤高(原孫四郎)……原見氏の祖也

下総国千葉郡原之庄に居す。後城地を原ノ台に構、則ち千葉六城の随一に、而房総の切所也。之を原ノ城とも原之台とも称す。紀州の諸郡にある原氏なるもの根元胤高に出、又原之姓の多き事は、関東及甲州にあり我家門の廣き事斯如。就中元龜・天正の兵乱の頃ほひ、原氏の称多くとも血脉の正しき事を得る。亦難し諸家亦然り。只當家之祖者本国下総千葉郡原ノ台城主として、代々式部殿と称せし也。受領の人は稀也

○胤家・胤重・胤尚(小森新太郎)

享徳年間関東兵乱、鎌倉新御所成氏卿に従って戦労数々なれども、君安泰ならざるにより没落す。之より先に父の命を受けて、原ノ台の東に當って小森の砦と云ふを築て、是にありしも成氏卿古我と云所へ御入りの砌、胤尚子息二人を南方に去らしむ。自身には海上の庄在りて、北の館に卒す。舍弟家胤則胤遺体を青蓮千葉寺に葬る。法号功德院法蓮惠教大居士。

家胤・則胤(塩屋村原氏の祖)

○胤弘（又四郎改帶刀）^{タテワキ}

享徳年間、二十二歳父の命により南方に去る。其時重代の武器と共に天皇の尊像並に家記等携、舍弟民部郎等馬加半褰上藤三台具し京師に出ツ。然るに日高郡に入、自是先に梶原景久者亦有故而入當郡也。大崎・原味左衛門家記曰、我先祖原帶刀・同民部故有来於此国横浜而後移此と云々。

一、大又原見家先祖代々法号不詳其故あり。元東坂の川三光寺檀那たり。三郎太夫住持の僧と仲悪しく、或曰僧大又へ来る。酒後逸に雑言募りて喧嘩し及ぶ。僧走り去り主人鉈を持ち追。之を久世世坂にて止まる、則ちその鉈を捨て販る。今の定次郎家の所なる滑岩の所也と、夫より三光寺の僧寺に販りて、原見氏代々の位牌を悉く打碎大川へ捨てたりと、以降三佐安樂寺壇下となりしと。尚高の考より思温へ語らる。

○利胤（後民部と改）

紀州海部郡大崎浦原味左門家祖也。

舍兄帶刀に隨て日高郡横浜に来る。此人其性常好漁釣夜邀荒す。兄弟自ら不和、終武器・家器等並持佛堂の歡喜像を負て出奔す。舍兄不追後止於大寄也、家伝此家に存す。

一、今大寄浦二座ス觀音菩薩並氏神妙見宮者、下総國千葉郡千葉邑二本鉢の尊像オワシマス。各御朱印・印地ノ大伽藍也。

一、大又村牛頭（ゴウズ）天王者恭くも中尊ハ桓武天皇、左リハ千葉常徹右ハ原四郎徹高ノ像ナレバ、神靈・靈驗アラタカナル事的然タリ。作ハ千葉妙見別當ナリト云フ。

本 国
下 総

大又原見氏系圖

紋所之伝往古千葉家有古テ日月二御旗ニ打タルヲ許サレテ家ノ紋ニシ給フ。故二月星九曜ナリ。家門ニ六曜・七曜・八曜・九曜ト別アリ。又曰當流分家数百ナルトモ。千葉トハ称セズ、大部其在所ヲ呼デ家名ヲ立ツ、故原氏ニ至リテモ亦然リ。庶流広メ歴々タリトモ或ハ去・或ハ潜ム。其時ニ随テ姓名トモニ改メレバ、各紋所モ丸ニ桐ノ花ナリ、有故事ナリ。徹弘鎌倉ヲ去ノ時、頃ハ秋ノ末、桐ノ木アルニ葉スデニ風ニサソワレ落チカケルヲ見テ「月星ノサヤケキ秋モ桐ノ葉ノ落チユク末ノワビシカリケリ」ト有ケレバ、馬加半六「月星ノカゲサヘニケリ桐ノ戸

ノ 明ケユク雲ノサハリナリケレト詠ジ、夫ヨリ上方へ登リケリ。終ニ由胤ハ中峯ニワケ入、此大又谷ヲ開発セリ。後元龜・天正ノ兵事ニモ、諸家ニ応ゼズ連綿ト民間ニ居ス。

○原見新十郎平徳胤

明応元年紀州日高郡由良之庄横浜村ニ生ル。永正十一年二十六歳ニテ同郡中山中大又村ニ初入ス。原姓ヲ憚ル事アリテ小森ヲ以テ屋号トス。又故アルニヨリ妙見尊ヲ信迎ス。或曰叔父利胤家記等ヲ持主ノ内祖父ニ認メ置カレシ、妙徳ノ執筆ノ書ヲ持チ去ラレシ。是代々此菩薩ヲ信仰セル故ニ佛経ノ熟字ヲ認置カントシテ云々。則當家大切ノ文字ナリトアリテ、妙字ヲ以テ大字原氏ノ家ノ銘文トシ、見ノ字ヲ加テ當家ノ姓トシ、初メテ原見氏ト改ム。天正十四年九月十六日歿ス。母ノ姓ハ神谷氏ト云々。

新助（行広）永正十二年三月大又ニ生ル。八十七才ニテ隱居ス。妻道仙ハ田尻村何某ノ妻。弘治三年芝垣内へ分家ス。

太四郎 前西原二分家ス。

三郎太夫胤尚 天文六年生八十二才死ス。慶長十九年三月十六日妻佐井ヨリ来ル。

又四郎久徳 永禄五年生 七十一才寛永九年三月二十七日死ス。妻當村大四郎女。

一、當郡江川村八幡宮ト申スハ長子社ヨリ分ル。此ノ時ノニ當屋敷ニ假ノ神殿ヲ相建テ三七日御座アリシ。即假御殿ノ棟ノ幣串ノ鎚矢ノ形今ニ存ス。則代々土蔵ノ棟ニアリテ、斯御鎚ノススビタル事ハ、東ノ角三郎家ノ棟ニアリシ時ノススビシ、又江川へ御移リノ事ハ江川平左工門家ニ委シキ書物アリ。

○半右工門常徳 慶長十八年生ル

○半左工門幸徳 寛永十四年生 幼名春吉半兵衛ト云フ 妻ハ左井村シヤ□様ヨリ来ル。

徳太夫尚重 寛文十二年生

一、當代世少ク富リ、當村洞山中繁茂ス。則興人相謀リ以伐、其ノ出所之巨材楠・檜並雜木價貴故浪華ニ運送ス云々。

○女子カツ（妹） 十二年ニシテ初湯川六次郎ト云者ニ嫁グ、十五ニシテ懷胎ス。其父曰ク、爾早ク子ヲ生ム不安ニ思ヘリ。答ヘテ曰ク、心安ク思召召セヨ、獸サヘ教ヘサルニ子ヲ産ム、

我ハ父ノ子ニテ候モノヲト云フ、此父感ジ悦シト語り伝フ。六次郎トハ滝頭ノ庄屋ナリ。

○女子オサン 元禄十九年三月十九歳ニシテ久世坂定平ノ妻トナル。伝ヘ曰ク、此ノ人顔美シイガ口^マ跋ナリ。其頃ノ里歌ニ

大又オサンチンバデナクバ 八幡才楠ニマケハセヌ ト云々。

○喜太郎尚常 宝永四年生、尚屋舗ハ往古筒ノ野口・高箕ノ辺ニ有シガ、春山焼飛火シテ焼失ス、ソレヨリ當所ヘ転居ス、則東ノ屋^{ヤシキ}補ナリ。小森トハ云フハ家ノ称ニシテ、然モ久シク住スル地ナルニヨリ、コモリ谷ト云フ。

○喜次郎尚之 幼名徳次郎 安永四年未年大庄屋役被仰付、之三十六才。吉田邑ヘ嫁シタル女生シタレメル時ナリ。天明七年末勤坂ニヨリテ改テ地士役被付

原見徳太夫

幼ヨリ老星村原見喜三兵衛手前ニ成長ス。二十二才本家相続ス。地士役相続被仰付。安政三年三月中山中組大庄屋役被仰付現在。

御座村小早川氏本川ノ記録

先祖小早川利兵衛ハ井ノ上ノ人ニシテ、其先ナルヲ知レザレドモ、三佐村ニ小早川口^{ダレドモ}ダレドモ之時、井ノ上ノ人有田郡広村ニ到リ乳母トシテ、其名家小早川ニ入り勤メ、其家族皆死亡シ只其子ノミ残リケレバ、乳母是ニ於テ其子ヲ携ヘ井ノ上ニ販リテ、小早川ノ跡ヲ絶エザラシメタリ。此時祐天御妙語ト宝劔一口及小早川系圖トヲ携エタリシガ、系圖ハ後小早川和右衛門ニ至リ災火ニテ失セ、宝劔ハ某僧ノ乞フニ任セテ之ヲ與エ、御名語ハ今此ニ存セリ。龍田賢助氏旧記録中一節ニ曰ク、人皇第八十一代平城天皇ノ皇子阿保親王ノ御子、大江ノ音人ノ後胤（註曰中納言業平・行平中將等ノ弟也）始メテ大江姓ヲ賜ルト云フ。阿保親皇ガ御子ハ本主ナリ、本主ノ子大江ノ音人也。関東ノ執權大膳太夫大江弘元十五代ノ孫、毛利右馬頭大江元親ノ三男小早川筑前守隆景中納言從三位ニ任ズ。氏族小早川利藤次ト云者、元就ヨリ三代目中納言毛利輝元ノ時代ニ當テ、主家ノ侍女箕沢ニ密通シ、相共ニ出奔シテ周防ノ浜辺ニ蟄居ス。主守之ヲ尋ネサガサズシテ曰ク、強テ勿レ尋咎レ之今戦国ノ時ニ當レリ、後前非ヲ悔テ汚名ヲ雪^{キヨメ}ンガ爲戦

場ニ出デテ、拔群ノ功ヲ立テルコトアルヤモ知レズ、不知躰ニシテ之ヲ許ス。然ルニ箕沢久シカラズシテ依病死ス。此利藤次又周防ニ出発、仕官セン事ヲ欲ストイヘドモ、其ノ時代諸国城主ノ多ク没落シテ、其家士等数多浪人シテ奉公ヲ志ス輩多カリシ、故利藤次素意ヲ達スルコト不能、漂泊シテ遂ニ紀州ニ来リ。有田郡広村ニ止マリ、武術ノ指南ヲナシ暫ク茲ニ住ス。其後所縁有テ慶長ノ末年ニ、日高郡三佐村ニ移住シテ、名ヲ利右衛門ト改メ農家ニ成リ、其時ヨリ子孫連綿トシテ、代々當所ニ百姓ヲ家業トス。右寛政年中ニ作記ス。

小早川豊七氏曰ク

長州ノ落人小早川士族、井ノ上ニ来ルガ仕事ナシ。又□□□□□ノ極樂寺ニ入り寺奉公ヲシテ、山野ニテ死ス（小釜本ノ土戸ニテ死スト云フ。然シテ茲ニ埋メタト云フ）。井ノ上ハ元ハ姓ナリシヲ、此ノ士族ノ姓ヲモラツテ小早川ト云フ。

牧野兵庫頭について

伊都郡九度山町の牧野実夫氏は、廿五日田辺町曹洞宗法輪寺に、祖先牧野兵庫頭の墓に展したが、長らくその墓の所在を調べてゐたのが知れたそうで、非常によろこび近く家族打連れて、墓参することになった。

牧野兵庫頭長虎は越前の人。紀伊藩祖南龍公に仕へて侍童から累進して執政となり、六千石を喰んだが、慶安三年故ありて藩を亡命して、京都に走り捕へられて新宮・田辺藩に幽せられ、承應九年田辺で死んだもので、藩を亡命したのは由井正雪の変に、幕府が南龍公の加担を疑ったので、一身に引受けその犠牲となったのだとの伝説がある。

法輪寺の墳墓は最近五十年間絶えて子孫の訪うものなく、無縁佛となつて居り、大正元年其の二百年忌に、田辺の南方熊楠先生が住持と相談して、追善法要を営んだことがあると。

三佐安樂寺へ修メタルモノ

松壽院清巖、固白居士逆修

施主 牧野直能（兵庫ノ守）

紀州日高郡御座村安樂寺啓譽

代正徳三癸己五月十八日

清譽淨念信士 施主 竹野甚兵衛

宝暦六酉子三月

行譽代 江戸西村和泉守作

坂野川村柳瀬氏記録

柳瀬氏系圖

一、先祖之儀者 和州宇陀郡に罷在貞治之比、没落仕當国へ立越當郡田尻村に止り、刑部大夫信之申者迄全所に止る。當社神勢仕罷候所、天正年中全人倅當坂野川へ別家仕り、其より代々左ノ通り神勢仕来候儀に御座候、夫より以前由緒之儀者、本家田尻村より御達申上候儀と奉存候二付、私共より別段申上儀二御座候

幼名 松兵衛

藤原匡直

刑部太夫

神勢仕候此節より柳瀬と申所に居住仕候二付柳瀬と申改姓仕候

刑部太夫長男

柳瀬 松兵衛

藤原匡直

六兵衛長男

全苗

與兵衛

與兵衛長男

全苗

兵右衛門

兵右衛門長男

全苗兵部

藤原政貫

兵部長男

全苗丹宮

藤原直春

丹宮長男

全苗倭佐覺 藤原義正

佐覺

寒川佐助

寒川村大海ニ至リ寒川姓ヲモラフ

(以下落書きの如きもの 清水)

八幡平

御座敷跡二木ガハエナカッタ

中(六十年前) 古馬場 妙見ノ中村原見キゼジ

精進井戸 道の下にあり

金ツキ堂 一反余

御供養田 道の下五畝位

鶴宅ノ田 醤油室の前

猿田彦ノ命 甲子様

川の瀬の音がきらひのため、犬ヶ岳ヨドモ岩ニ至ル

當極樂寺開山

正徳二年辰十一月四日

初代 厭譽單直所秀大徳 宝暦十一年十一月 四日死

二代 海譽智願慧秀大徳 明和 元年十月 十四日 "

三代 徳譽觀海智恩大徳 天明 五年五月 廿五日 "

四代 空譽靈真大徳 寛政 八年十月 十五日 "

五代 円譽眞教大徳 文化 三年三月 十四日 "

六代 定譽智海大徳 文政 七年十月 二日 "

七代

八代

九代

川中村伝説の続き

佐井村ハ永禄年間ハ人家僅カ八軒ニテ、天正年間ニ至リテ十二軒トナリ、墓地ヤ其他団体物ハ凡テ十二ニ区別シアリ、今モ其跡歴然タリ。其後年ヲ経テ元禄年間頃七十二軒ト増戸シ、又一團衰微シテ三十余戸ニ減ジ、田畑三分方ノ荒廢シテ原野トナリ、近々人家増加ト共、明治十七年頃ヨリ開墾シテ現在五十二戸トナレリ。今ガワハ今ヲ去ル百十余年以前ハ芝地デアリシガ、寛政五年頃開墾シテ田畑トナリ、今ニ新田原トイフ。

佐井倚人 柏木武兵衛ハ由緒正シク、文武両道達人。大和国柏木村ノ住人、故アツテ紀州日高郡手取城主玉置氏ノ重臣トナリ、天正ノ頃玉置氏落城ト共ニ漂浪シ佐井村ヘ来リ。田畑ヲ開キ御検地ヲ受ケ、代々百姓致シ南龍公ノ時代、柏木三之丞ノ代ニ至リ家系取調ノ上、山家同心申付ラレ苗字帶刀御免。明治維新ト共ニ廢セラレ、今ノ柏木浅次郎ハ九代目ナリ。

長子ノ開拓

湯川直春の臣小山池之進湯川丸山城落城の時、慶長三年戊二月十四日行之進討死ス、七十八歳。其時子供三人が越方ニ来リテ、其後長子ニ今ノ小山家二分家シテ長子ヲ開拓ナス。

(別ニ紙ヲ改メ次ノ記載アリ 清水)

慶長三戊ノ天 十二月十日

□^{梵字}天機養勇居士

原 用助

享保二丁酉天 一月二日

元吉弟新家

眞如庵転譽覺入居士

玉置九左衛門

貞享二几子ノ天 四月二十八日

願故覺夢信士

玉置九左門

□^{梵字}一當宗專信士

不明

享保十八年丑天 五月十四日

(又紙ヲ改メ次ノ記載アリ 清水)

天田村胡瓜坂ニアル石碑ヲウツス

從五位勲六等 玉置直矩建立

原 用助ノ墓

慶長三年十二月十日

天機養勇居士

孝子舎兄 玉置九左門

孝子舎弟 玉置左右門

田尻村龍田氏先祖記録

略記系圖

国常立尊より三代・天八下尊より四代・天兒屋根尊より二十一代・大職冠藤原鎌足公より十四代・左兵衛尉正明より二十二代正秋（刑部）

正秋

左兵衛尉正明より二十一代の間、代々和州奈良に住して、同国宇陀郡の中凡二千石余の土地を領知す。然るに二十二代目正秋の代、足利家天下草々の時に至り、累代の領地を被削、わづかに旧地十分の一、凡そ二百石余の土地免許を蒙り私領とす。

正義

八郎

貞治四年刑部正秋卒す、副息八郎正義幼年、其上正秋存生ノ間潜力ニ南朝奉公ノ志アリシ。趣キ讒訴ヲ構ヘル者ノアルニ因テ家督相続断絶す。是によりて正義浪人となる時に、紀州に所録アルヲ以テ正義當国ニ来リ、日高郡田尻村ニ止リ申ス。其節八田尻村ニハ人家僅ニ五軒・田畑甚ダ少ク候故召連来候。家来共並ニ貯ヘ候資材ヲ以テ、旧住之者ト共ニ荒野ヲ開發ナシ田畑広マリ。夫ヨリ村形ト相成依而田尻村ヲ私領仕リ罷在候。其後八郎ヨリ十一代目刑部太夫信之ト申者之時ニ至リ、織田信長公ノ御時天正五丑三月田尻村ノ私領ノ検地貢租被ニ仰付。是より民家と相成、其以後代々田尻村之庄屋仕来申候云々。

藤原氏系圖

国常立尊

天地開闢之神 人ノ始天神第一祖

国狭槌尊

国常立尊ノ終リニ出現シ玉ヒテ、天神二代ヲ継ギ玉フ、此頃ハ三代豊斟淳尊と申し奉る。国常立尊より三代までは陽神バカリニテ陰神ヲ現ジ給ハズ。

四代ノ神泥土煮ノ尊・沙土煮ノ尊と申して、陰陽の二神現じ給ふ。然れども交合の道なし。天神七代伊弉諾尊・伊弉冉尊ニ至って、夫父交リヲナシテ、一女三男ヲ生ミ玉フ。

天八下尊

国狭槌尊ニ並テ出現シ玉フ故、国狭槌ニハ兄ト称シテ此御神ヲ次ト

シテ兄弟ノ儀ヲ云フト云フ。
天^{アマミクザリノミコト}三^下尊^尊：天合尊^{天合尊}：天八百日尊^{天八百日尊}：天八十萬魂尊^{天八十萬魂尊}：津速云魂尊^{津速云魂尊}：興登云魂尊^{興登云魂尊}：天兒屋根尊^{天兒屋根尊}

天照大神ノ御子忍穗耳尊ヲ天降シ玉フ時ニ、虚空ニシテ皇孫ヲ生ミ給フ、瓊々杵尊ト申奉ル。是ニ依テ親尊ハ天ニ皈リ玉ヒ、瓊々杵尊ヲシテ葦原国ニ天降シ玉フ。此時天津屋根尊ト忌部^{イソベ}ノ遠祖太玉尊^{フタマ}ト二神左右羽翼ノ臣ニ添ヘ玉フナリ。後二大和国三笠山ニ跡ヲ垂レ、春日大明神ト祝ワレ玉フ第三殿ノ神是也。

正秋（刑部）

代々和州奈良に住す。同国宇陀郡の中にあり、知行貳百貫を賜り、足利將軍義詮公に参勤す。

正義（八郎）

貞治四年刑部正秋卒す。嗣息八郎正義少年、其上正秋存生ノ間潜に南朝に公奉の志ありしなど讒言を構へるに因て家督断絶す。是によりて正義浪人となる時に、紀州の領土に所録あるを以て、正義此国に移りはじめて日高郡田尻村に止る。其時田尻村人家僅かに五軒田畑甚だ少し。正義此処に居をとめ隋来譜代の郎黨等をして、荒野を耕し田畑を開発せしめ、素より住み来れるともがらをなつて、漸く村閭を設けて此地の領主となる。

（長子八幡宮ニ鎧一領ト矢ヲ奉納ス 今尚宮内ニ在リ）

義重（六郎）：茂則（五郎兵衛）：政成（三郎兵衛）：政藤（八郎太夫）：幸道（八郎太夫）：幸満（十郎左工門）：正爲^{ナリ}（兵衛）：理俊^{マサトシ}（八郎左工門）：俊信（八太夫）：信之（刑部太夫）

天正十一年未年卒す十一月二十一日なり。此時まで正義より代々田尻村一円を領し、長子八幡の宮司にして、諸々の式事以下龍田氏よりはを指圖す。高津尾村中広瀬高尾氏の者、副使として諸神事を摂す。長子八幡宮は和佐村より上は越方まで氏子たり。此頃日高第一の大社たり鎮座甚だ古し。源平両家合戦を挑む時、義経の肱股武藏坊辨慶勝利を

祈る願書を當社に寄せ、自ら般若心經を書寫して之を奉納す。天正の末頃盜賊宮殿に入り伝來の宝物を盗み取る。件の願書・記録等も此頃に失せり。後聞くに武蔵坊の願書自筆・其の余神器・鉾の類有田郡八幡宮に納り有りと。永祿の末の頃足利公未だ亡びザル迄ハ、小釜本・老星村の中に社領ありしなり。ニヶ村の名は八幡宮社領の因縁に依つて名づけ、老星は昔は逢母子と書しは、八幡記録の中に其の記録あり。小釜本と名づくるも、御湯をささげたるの謂なり古き説に侍り。又御座村と昔は三佐村を書せり。之も八幡宮記録に其謂あり。坂野川村に八幡平ありぬ、又縁起に入れりと云々。

天正五年丑三月織田家より公裁として、龍田家代々の領地没収せらる。足利將軍義政公之時より貢物の意として、管領畠山氏（和泉・河内・紀伊）へ鹿の皮二十枚、産物羽人參三斤づつ、有田郡石垣庄鳥屋ヶ城まで進納す。其後永祿年中將軍義輝公、三好二殺せられしより、畠山氏の一門同じく三好が爲に亡されり。さるにその後織田家天下を捲舒する時に至つて、終に田尻の私領に貢税を課せられ、此時より民家となりけるなり。長子八幡社領没収も此時なりと云う。

*羽人參は虫殺とす

正久（八兵衛）

慶長十五年九月廿五日卒す。此の時より代々庄屋役たり。大男にて身長六尺一寸、無双の勁弓引なり。三十木井原氏・大江の何某と云う者と系譜の事に依りて口論あり。正久大いに井原氏を貶す。井原氏深く之を憤り、潜に火を放つて正久の家を焼く。此時系圖・記録・重代の武具数を盡して焼失せり。口伝に曰く 榎合三郎・澤三郎と云うは正久嫡子、政森に本家を継がしめ、二男を榎合に家を造らしめ、三男は澤に家を造らしめ、之れ榎合・澤の祖也。

爰に天正十三年正月下旬、和佐玉置但馬ノ佐長岡より、松本の何某と云へる者を使として曰く 我故あつて舅湯川中務少輔と鉾楯に及び、近日合戦に取結ぶことあらんとす。御辺の家は代々ふるき好なり、斯に至らば一門の輩を催し、横矢の合力に預りたき由を述ぶ。正久答へて其使の赴き畏り入ル処なり、一部評議に及び御催促に応じ申す可きなり。使者販りて後正久曰く、我家先祖正義以来此処ヲ領し、殊に長子八幡宮は諸事我家

より之を檢校す。玉置の家又長子八幡宮の氏子たるに依り代々入魂なり。然るに亡父信之の世に至つて、織田家よりの裁判として我家累代の領地を没収せられ、然るに後は玉置の家顧眊コメンの意。日々に疎くしてすでに我世に至りては、一向音問贈答に絶へて聊イササか不思議を受くる事なし。今長春父子湯川と義絶して、鉾を交へんには小は大に敵し難し、忽ち滅亡せん事磐石を以て卵をつぶすが如し。我何ぞ之が催促に応じて従に家を失はんとせやとて、終に合力せざりき。玉置の家果たして翌二月滅亡す。

政森（八太夫）寛永五戊辰年三月十五日に卒す

其時国主浅野紀伊守殿より家老全姓右近と云へる人より、八太夫政森に來狀あり、此政森と云へる人も大男にして、力量衆に超えて強弓を引いて、養由が射をも欺きつべき達人なりき。時に元和元卯年關東兩將軍家、大阪秀頼公御迫伐のため御上撰志て、日本中の軍勢を集めて御合戦あり。然るに日高郡高家の住人西村孫四郎・財部村の住人財部兵衛・中志賀住中村三郎兵衛右四人の者共、潜かに示し合せ一揆を起し、大坂方に屬し粉骨を盡し、家名をおこさんと盟約す。中にも中村三郎兵衛は由緒あるものにして、志賀の庄に住する事数十代にして、志賀五ヶ村の庄屋たり。然るに同家譜代の家來志賀村掃部太夫と云者あり。此者親族多くして家榮えて、時に勢あるものあり。之に依つて主人の三郎兵衛共に一揆に加はるべしと、内々申勧むるも掃部太夫儀然るべからず。兎角無用たるべしと諫言して一向に同意せず。四人の者は弥々一揆の臍を堅めて後、元和元卯年四月十九日の朝掃部太夫を主人中村三郎兵衛宅によびよせ、掃部太夫例の勧めなるべしと思ひ來りて縁に上らんとする所、三郎兵衛後より立ちかゝり、不忠者奴思い知れと首をはね鎗の穂先に貫きて、郡内名ある者の方をかけめぐり、一味同心せんことを勧め、組せずんば斯くの如く計らんなどおどす。元和元年四月二十四日右四人共生首を貫きたる鎗をさゝげて八太夫政森方に来り、件の生首を貫きたる鎗を門前に立ち置き面談を求む。政森出合ける処財部兵衛・西村孫四郎詞をそろへて曰く。扱ても大坂の合戦に近所關東方利累りに利を失ひ、大坂方も動もすれば勝に乗ずると云々。此時我輩一揆して大坂方へ参らん、秀頼公御勝利に於ては勸賞萱空しからんや。我輩先祖は武門の汚れなが

ら今流落して、如^レ此民家に塗ること口惜しからずや、御辺先祖以来久しく此処に住んで親族・縁者多し。今我輩心を合して一揆を起し、大坂方に志を通じ忠節を勵まさば、御辺の誘れ一味の合心せん者多かるべし。然れども我輩再び武運を開き家を起さんこと好まずと、云ひて立たずと云う。八太夫又曰く、今関東屢々利を失ひ大坂方たま^く利あること有とも雖も、大阪は徒に一城の力に頼んで武運既に窮せり。籠中の羽ばたき・凌水の魚を動すにも似たり。豈久しき事を得べけんや、関東たとへ暫く利を失う事ありとも、日本六十余州を以て城を囲む諸大名の中、勝負の両端を窺つて心区々なる人ありと云うも、是亦百分が一なるべし。関東は誠に天の命ずる処の天下の主たり。是等は這ひ膝行^{イダル}嬰兒も知る事ぞかし、不日大阪亡びて関東永く天下を治めたまわん事必然たる理なり。今大阪方に従つて開運を期せんは、思ひもよらざる処なりと云う。四人の者は立置きたる鎗先の首は中村三郎兵衛家来掃部太夫と云者、此企不同心なる故斯くの如くに計らひたり。返答によりては御辺もとは云うまじきならんと、各あらん限り罵りたりけるに、八太夫は恐るる色なく平然と説ききかしければ、其まゝ皈りたりと云う。

中山中今の大庄屋原見喜太郎語りて曰^く 彼の掃部太夫彼の主人三郎兵衛に討たれたる時、其妻子は今の大阪村洞山に逃げ入りて極めり。時の人洞の媼^{うば}とよぶ。後故里へ皈る。此の時媼の用ひし茶壺、今某が家にあり。

亦四人の者は熊野川村の住人寒川八助に至る。例の生首を貫きて一揆を進む。八助曰く我先祖の將軍義詮公に仕へて足利の録を食めり、故あて仕を致し浪々の身となつて代々二君に仕へず。二百余年民間に流落すれば、関東も主君ならず勿論大阪方の臣にもあらず。今催促もなき一揆して大阪方に属せんこと、無名の一揆にして徒らに録を徒黨と云うべししかのみならず。関東ハ二代に及んで禁廷の宣下を蒙せたまひて、日本国の主たり。我等の如きは御催促なくとも出陣して、関東に属しなば其謂なきにあらず。然るに大阪に皈せば畢竟是玉の命に叛き、朝敵なりと云うて応ぜざるなり。四人の者道の理に服しけん。兎角問答も及ばず引皈したり。掃部の首を貫きたる鎗を持ち、奉公の手始め忠臣のしるし、大將の見参に入れんとして大阪へ出陣す。五月九日の早天和泉の境なる山口まで進み行く処、一昨日大阪すでに落城の由の沙汰隠なし。一揆の者大いに動転し

如何にせんと狼狽、件の首を貫きたるまゝ其処へ捨て置き、日高を指して一散に逃げ販る。各々とてもものがれまじと思ひけん。中村三郎兵衛は船に乗りて行方を知れず、寺井三郎兵衛は所々に捕えられ、西村孫三郎は原谷村の刈分カリの宮の社の床の下にかくれ居りしが後捕わると云々。

○海士郡・名草郡・那賀郡等口六郷は、高野三千坊十二万石大和までも領するなり。粉川五百八坊十萬石ほどを領す。根来八百八坊十一万石程、是は和泉・大和の中に領す外に浜名の庄・伊予東半国合せて七十万石に及ぶ程領す。天正十三年秀吉公より紀州一揆追討。粉河寺・根来寺・雜賀・太田・高田降参。

○掃部太夫の男子志賀兵七郎なる者を捕へ、主人中村三郎兵衛の行方を聞きも存ぜざるに付白状なし。其後志賀兵七郎は父の首を山に葬り墓所とし、毎年忌日に詣ると云ふ。扱て以上三人共は御仕置きあつて梟首に被_レ仰付、日高郡島村の領若野井溝筋、今の大庄屋木下十内なる者の宅の前なる井溝の中に、其時の梟首の杭残りてありたりと云う。

正兼（八兵衛）寛文三卯年十月二十八日卒す。

同じく勁弓ツヨユミの達人也。妻は三佐村土居原九右衛門藤原直利の娘也。此の三佐土居原氏は、和佐玉置民部少輔長春の家老要助嫡孫なり。三佐村は原要助知行所にて、土居は則ち要助出屋敷の跡なりとかや。此の外に在々所々に土居と名づくるとこあり。昔公家一統の時は勿論、頼朝公より武家の天下になりて後も、鎌倉時代並びに足利時代までは制度とどかず、寛大の沙汰にて至りて大やけなりし事と見ゆるや、諸国辺土には何となき庄司・押領使などの様の人々挙げて算へがたし。此国も日本国中の中、南海のはてにして、殊に日高山中・熊野等は僻地にて近代の湯川・玉置・野長瀬等の云ふに及ばず。昔は土地を押領する庄司の類、いくらともなく有りけるなり。太閤秀吉の御時より、諸国大抵手を詰めて政道行き届きけるなり。彼の押領使の類も其家中の諸士各々が知行所に移つて住し、郎黨家僕等にも田を作らしめ、自ら百姓太郎の様に在ける也。年中式日あつて主人の館へ出勤せしなり。其住める屋敷も後までも土居と云へり。土居とは即ち屋舗と

云うことなり。彼の要助は天田村の胡瓜が坂にて、傍輩のために被討けるなり。討ちたる者は其場より行方をくらましたり。是によつて家断絶す。男子二人あり幼稚なり。後二人の子成長して遍く父の敵を尋める。或時紀の川を徘徊する時、名手村と云う所に草庵、幽なるに八九十歳ばかりの男子、形容枯稿こうせるが筵を織る。是れ彼の要助を討ちたる者也と云う者の果てなり。兄弟左右に立ちて、我々は是先生汝が討ちたる原要助が子なり、汝に父を討たれし時は幼少にして、即ち仇を報ずる事能はず。成長して後共に天を不載の敵なれば、此年此諸邦を訪ね求めしが逢はざりしに、今日計らずも此処にて巡り逢ひて、意趣を述ぶる事を得たりと云う。老人黙頭て成程々々御辺達の深さ恨あつて胡瓜が坂にて討果したるは某なり。御辺達成人してやされたりも父の讐を討んとて、憂き身をやつして雨に浴し風にくしけづり、千辛万苦して諸国を尋める条、千万感ずるに余りあり。我壯健ならば存分に立ち合ひて刃を交へて、御辺達に首を進らすべけれども、今見申さるが如く老衰枯稿して臂力刃を取る能はず。不詳ながら速やかに我首を刎ねて亡父の靈前に手向らるべしと云つて首をさしのべて、刃を持つ兄弟此の跡を見て、老人を討たんこと瓜・茄子を切るに劣るべし、かゝる時に望んできたなくも首をとらん事詮なるべし。対面して多年の意趣を述べること、是猶仇を討ちたるに同じとて、兄弟刀を抜きて老人の首にあてる眞似をして、其後用意せる料足を取り出し老人に與へて、年来の本懷を達したりとて販り、亦此振舞神妙なりと人皆感じたり。其後一人は田辺の領主安藤帶刀殿家へ抱へらる。一人は勢州桑名の家に奉公すと云う云々。

坂の川畑ヶ瀬元右工門九郎五郎等が先祖は、即ち原要助が譜代の郎黨にて、要助所領中の畑ヶ瀬のだんをあてられ農業をしをれり。原氏没落の後にも旧恩を忘れざらんため、安藤家に抱へられたる子孫へ、今に於ても往返することなり。近き頃も九郎五郎と云へる者は幼少の子供多して、畑ヶ瀬の當生すまひ煙りほそきによりて、妻子をひきいて田辺安藤家へ身を寄せ、子供成長の間扶育せられ、後に又旧里に販しきと云う。

原要助天田胡瓜坂にて討たれ、家断絶の後要助が二人の子供をば、家来畑ヶ瀬元右工門九郎五郎が先祖介抱して、即ち畑ヶ瀬にて育てけるなり。兄弟の息子棲みける屋敷は今は畠となれり。老星村原見幾右衛門所持したり。前裁

の柿の木共今にあり、みだりに剪る事を許さず。兄弟各々奉公にありつき、畑ヶ瀬の栖家を出る時、今より後年毎年此柿なる時は、此処の童部共に與へ心の儘に取らせよと云ひ置きけるとなり。さるに依りて今にも殿の柿とて、其の所の童部ども我盡に採ることとはなれり。田辺安藤家に仕官せるは、今は玉置（主君）九右衛門と主人の苗字を預いて繁昌せり。要助墓碑の胡瓜坂にありて、年号・姓名・討死と彫あり。

長子八幡古は和佐より上は越方までの産土神にして玉置氏も氏子なり。路程遠くして常に社参するに難なりとて、江川村の境内に勝地へ勧請申せしなり。然れども是は私の若宮にて、年頭の社参又は月祭礼の時は、根本長子八幡宮へ参詣すれば、長子と同日に祭礼は行ひ難し。長子根本なればとて江川より行ふべし。殊に八幡大神の誕生日なればとて、長子を十四日と定め江川十五日とせしなり。龍田氏は昔より代々長子八幡宮諸式事の首領たり、祭礼の日の左座たり。又高津尾村広瀬の高尾寺之助と云う者、由緒あつて代々長子八幡の右座なり。正保年中国君南龍公殿より山家同心に被_ニ召出_一其後嗣息なくして断絶す。

言説の一説に曰く、龍田・高尾の両人大和国より八幡宮を供奉し、初めて此地に來り長子に鎮座なし奉り。龍田氏は田尻に止り、高尾氏は高津尾に止りしと云う。されば正月元旦と八月祭礼の日龍田・高尾の両家社参すまざる間は、惣氏子の輩神前の拝礼叶はずと云う。然れども八幡鎮座は猶古代なるべし。

高津尾高尾善之助家居の跡、広瀬にあり今畠となれり。清き井などありてよき屋舗なり。今に至りて殿の屋舗と云ひ伝へ、他の者の屋舗にせん事は憚ありて家をつくる者なし。今広瀬村の長吉と云へる者の所有地也。

八幡式地中和佐の玉置一族は土地を領すること、多分足利公方奉公人にて格外とす。我が龍田氏は貞治年中より此時代まで、三百歳に垂々として此の所に住し、たやすく人に膝を屈する事なかりし家なり。故に八幡儀式事に首領として、専ら指揮を掌りし左社に着せしなり。

正兼・原見直利家へ婿入りの時刀を引出物とす。此刀を牛切丸と名づく。此故を尋ねるに直利家に大なる牡牛あり、或時家僕等此牛にて畑耕し後野に放ち置く。直利出でて之を見るに追綱足にまとふ。之を解かんと近よるに、彼の牛角をかたむけて突てかゝる。直利茶の木の繁りたる影にかくる。牛追かけて來り直利を窺い領ふ、其つら悪しとて家

に販り入りて刀を取って販し、件の牛を胴切りにするに、恰も瓜を切りたる如く水もたまらず兩段^{断?}となる。依つて牛切丸と名づく。正兼婿引出物とせしものなり。

其後此原氏土居芝と両家に分る、其外子孫多し。中頃芝原與十郎なる者富栄えたる事ありしが、幾程もなく次第に衰微し。本家土居原義八郎無^レ男子女子一人あり。老星村利右衛門亦男子四十二歳にて死す、女子一人ありと雖も他郷に嫁し、明和年中土居家断絶す。悲哉我先祖代々の居舗空しく他人の掌に渡り、さしもの心を尽したる庭も鋤かれて畠となれり。華樹伐られて薪となれり。芝家は與十郎弟藤六郎之を嗣ぐ、亦男子なく女子一人あり、塩屋村より忠兵衛と云へる者を婿養子とす。此忠兵衛に男子一人あり伊助と名づく。安永年中頃年々年貢税滞り、因^ニ公裁^一田宅を沽却し、嗣子伊助をば全村本川竹野甚兵衛の養子として家を継がしむ。其身は村の傍なる溪辺竹林のかげに庵を結び蟄居す。其外子孫原氏大抵断絶す。今正統血脉の者は原常右衛門と云へる者三佐に住するのみ。是は先祖が牛を殺せし怨念、其家に止り代々子孫の栄を妨げ、如斯後胤の輩衰微に及ぶ由人皆申伝へき。

雅家按ずるに是杜撰^{ズサン}なる俚説なり。彼の牛怨念執抑して何ぞ、斯くの如く其の子孫に妖薬^{ゲツ}を爲す事あらんや、蓋し牛はよく諸物を運び、農事を扶け人に便りある。元より無智の畜類にして是非を弁ゆる事なし。角あれば突くべし足れば遂ふべし・眠あればにらむべし、人として何ぞ之を怒るに足らんや。彼の人牛追ひかけて窺い見たるが悪しとて、己が素より所畜の無智の畜類を情なく殺害す。是れ彼の人の天性内に寛恕の心なくかゝる不行の振舞をなす。此一事を以て他の事を推察するに足れり。短慮にして我意を姿にし、物の哀れを知らず万ずの事に思ひやりなく、身をつねりて人の痛さを知ることなく、事々不善の行あるべし。其子孫たる人多くは、其氣をうけて生るものなり。

玉置氏和佐に住せし頃は、和佐・川上の在々領知多し。二男家同苗雅樂助^{うたのすけ}と云へる者、船津村に居られ、今の西氏は彼雅樂助家老の子孫なり。嫡流西秀八郎家は慶長六年浅野紀伊の守殿當国へ入部より以来、今に至る迄代々連綿として庄屋役たり。西秀八郎に至りて、先祖より由緒あるを以て、明和年中二字帶刀御免の蒙^レ命。又西氏の外に相家老あり、其子孫近き頃まで残れり。舟津の岡本の中小野^{この}と云へる所の上に、御所^{こじよ}の平^{たいひら}（後生の平とも書く）の麓の山際に家あり、彼の子孫代々^{かたはもの}人絶えず、家一軒の外遂に増す事なし。あまつさへ近年に至り何某と云へる者、ちんばにて心も不肖なり、人異名し

て氣萎^{ケナエ}と云ふ。下田原村何某と云へる者の娘を娶る。無子彼氣萎男死して妻は旧里に皈り他に稼す哀哉。此の時に至りて血脈絶たり。如斯子孫栄えず、且つかたは者絶えざることは如何なる理由かと尋ねるに、彼が先祖和佐へ出勤などする事ある時は、常に馬にて往返す。或時紀道明神の前を乗りながら過ぐるに、馬躊躇して進まず、是をあをれば高^{いななき}嘶^{いななき}してあがりて主を眞逆様に跳ねおとす。ロケ附の郎黨是は明神の乗打ち咎め玉ふらん。下馬して通り玉はん事可^レ然と諫めるけるを大に怒り、明神定めて馬をほしくて止むるなるべし。いざ進らせんとて刀を抜いて、馬の平首を打落とし、是を明神前の鳥居にかけて通りけるなりと。先祖がかゝる不敬不善の舉止めありける故、子孫其の報をのがる事能はず。如^レ此家栄えず片輪者絶えず、あくまで因果歴然の有様、世に晒し遂には血脉絶えたりと云う。偕て土居と云う屋敷あり、数百歳を経るならん。大きな樟あり、是彼の雅樂助の屋敷跡なり。菩提所は退轉して今の弥勒寺と云へる小堂此旧跡なり。御所の平とて小野の上の山は、雅樂助を始として一家中の墓所なり。さるに依りて今に山の上に彫り磨きたる石塔九番作り、五輪の類大小いくばくと云ふ事を知らず、倒れふして空しく深窓の底に埋もれたり。誠に時移り事去つて盛衰転変の世の有様感慨するに余りあり。偕其頃の家中の諸士にも、所領の中を分ち與へ各々其充行^{あておこ}なわるる、所の在々に居住をして、常は自ら農業を事とし、本家へ出勤の式日を定め置きて参り仕へしと云う。

兼次（八郎兵衛）元禄九子年九月三日卒す。

妻は小釜本西株原惣右衛門藤原の直成の娘也。此の人は鉄炮の上手なりと云う。正保年中南龍院様尊命に国の中山家の者共、古風残り心正直に眞実あり頼母敷事ある者也、山中百姓の中由緒あつて且つ鉄砲手練の者を召し、二字帶刀を許し其俟在住致させ、山家同心と呼び、御會釈として御扶持可^レ被下置旨にて始めて擇り出しの時、兼次山家同心小頭役の蒙命。或時此の人菩提所三佐村安樂寺へ参詣するとて、三佐・田尻の境なる弥谷^{いやだに}を過る時、河の向う畑々瀬より鉄砲を携へて、猪を遂い来る者共数人声々に、宇多の大農様の手負猪がそこへ来る、逃げ給へくと叫ぶ。その声の中よりあやまたず血塗

れになつた古い猪足もとへ一文字に突きかゝる。此の人一尺六寸の脇差、細身にして無銘なるも先祖重代のものなるを引きゆきて、猪の背を躍り越えながら、件の脇指にて押し切りたる。猪上へ一間ばかり行きて倒る。胴中より眞二つにさばけたり、彼の切口を見るに背すじの毛は云うも更なり、左右横腹の毛までも切口だけにずばりと切れたり、誠に奇妙の事共也。此脇指しは此より猪切丸と名づく。今は八郎兵衛正義の秘藏なり。小釜本村西株原氏は三佐土居よりの別れなり。其頃小釜本村昔より由緒あつて、村方の押へとも成べきものなり。村中我儘にて治り難き由なり。村中として三佐村原氏二男右衛門太夫と云へるもの、村棟梁に迎へ請ずるに因つて即ち廢需。是小釜本西株原氏の祖也。法名光譽淨慶禪定門と号す。

〇〇曆需ならんか

正武（龍之助又初藏、後に八太夫と改む。妻三佐村土居原氏の直利娘也）

兄兼次と同時に山家同心に被_レ召出、不幸にして早く死す。男子一人あり。後八太夫正保とあるは是なり。この人は無双の大力也。

此頃日高丸山近在の者五十人程打連れて、山野村より佛の越を越ゑ大股村の奥より、本山の奥を経て峯伝ひに、田尻の城山へ根松（燈火にする）・肥松を盗みに来たり。立木を伐り倒し、傍若無人に山を荒らすと云うので、此村の樵夫等見咎めて、根松盗人鋤山刀を渡せと云うに、彼等丸山あばれもの共来りて、此村の樵夫を打なぐる、早く来て結ぶべしと呼ぶ声す。初藏廿歳の時なり。榎合先祖又右衛門と云う大力の男ありけるを引具し、韋駄天走りして城山に馳せ着く。谷の徳太夫など云う者初め十四五人の樵夫等、木に縛りつけられたり。初藏・又右衛門怒りて汝山盗人のがすまじと、鋤山刀を渡せと走りかゝつて奪い取る。渡すまじとするを初藏しやくつて奪取る。口惜しや今日が百年目なるぞ、命を爰に捨てよとひしめいて、唐鍬を水車の如く舞して前後左右より、唐竿打に打つてかゝる。初藏得たりとて奪い取る。或者は鍬の塩首にかゝりて、五間・三間と飛ばす。此兩人の勇武人間業の様にも見えず。流石の盗人も峯伝ひに逃げ販りて、後も見ざりしと云ふ。後口の山の頂に来て呼びける人、後に誰と云う名を知らず。是れ山の神の告げ玉ふなるべし。時の人評しけるとなり。

其頃根松とて、松の木の古き伐り株の根の肥コエアブラ脂づいて、朽残りたるを掘りたるを取つて、専ら燭火にする事なり。日高丸山辺近在の者共、五人拾人程づゝ打連れ山野村より佛越を越ゑて、大股村奥より三佐村の本川の奥を経て、峯伝ひに田尻の城山ゑ、彼根松を掘りに来る。田尻の樵夫等見咎めて、山刃・斧・唐鋏など奪ひ取り、或は少々打なぐるなどして追返す事数度なり。然るに此頃は湯川落城より程遠からず。血腥き氣残りに丸山には腕立ちする者少からず。中にも不可聞黨と云う黨を結んだる者共あり。其故は何人にても己が心に、不応事をば堪忍すまじ詫言をも聞くまじ講と名づけしとなり。件の講の奴原申合わせ度々恥を受けて逃げ販りし根松掘りの者共の恥辱を、雪で得さす可しと、或時拾余人すづつて唐鋏に三尺八寸の櫓の柄をつけて、是を持ちて田尻城山へ来る時に、田尻の樵夫等見咎めて又松根盗人来れり。鋏山刀を渡せよとて群り集るに、聞くまい黨の奴原兼てたくみし事なれば、得たりや応望にて鋏を取らせんと云ひて、彼樵夫等を片端よりひとつらへて戒め尽く立木にしぱり付け、やぶれ草鞋など口へたり付け、て猿ぐつはとなし、扱て松の根を掘り立木を伐り倒し、傍若無人に山を荒す事甚だし。時に宇多の後の山の頂に人來りて、丸山のアバレ溢者來りて此村の樵夫共を打擲す、早く來て救べし呼る声せり。人々聞て扱てこそ又例の丸山辺の盗人共來りしならん。誰かある馳けつけよとひしめく程に、初藏未だ廿歳ばかりの時なりけるが、櫓合の先祖又右衛門と云う大力の男ありけるを引具し、兩人逸足を出し韋駄天の如く城山に馳けつけ見れば、谷の徳太夫など六尺ゆたか究竟の者を初め、十四五人の樵夫等尽く木に縛りつけられたり。訳を問へども猿轡に声くくもつて答へ得ず。初藏・又右衛門怒つて山をあさるに、案の如く聞まい黨の奴原いらなり山を伐り荒す。初藏声をかけて汝等山盗人遁すまじ、鋏山刀渡せと走りかゝつて奪ひとるに、聞まい黨の者共群り來りて、鋏一つに二三人取り付き渡すまじと踏張る処を、初藏しやくりつ奪取に取り付たる者共眞逆様になり足を空中に擧げ鼻柱を摺り剥ぐ。算を乱してのめりを打つこは口惜しや、今日が百年目なるぞ、命を爰に捨よとひしめいて唐鋏を水車に舞して前後左右より、一算唐竿打ちに打ちてかゝる。初藏得たりやとて奪取たる唐鋏を小柴の枝より猶輕げに片手に掴て振舞

してかくる。鍬の塩骨當るを幸ひ引かけて五間・三間はねとばす。秋の木の葉の山嵐に散乱するに異ならず。又右衛門も劣らず力を揮ひて片端より鍬山刀を奪ひ取る。此兩人が勇力人間業の様にも見えざりしかば、流石の聞まじ黨の奴原も胆を消し叶はじと思ひけん、鍬・山刀ヲ投げ捨てて峯を伝ひて、跡をも見ずして逃販る。後口山の山頂に呼ける人後に聞くに誰と云ふ事を知らず。神の告げ玉ふと時の人評しけるとなり云々。

○又初蔵仕業と大方に察しけれども、大力の振舞にや避易しけん。兎角事もなかりけるぞ、都て吾門昔より代々力量類を絶し、弓を取って倫をはなれたり。山に入りて猪・鹿を獵り、其の矢の根安永・天明の今に至りても、年々此処の境内赤曝^{ザシ}山・平石谷・大柱谷などの山々にて拾ひ得る事甚だ多し、鴈俣など朽ち残りたる処も、刃先きの開き亘り二寸五分を下らず。□矢の類は朽残りたる所幅一寸・長三四寸許なり。矢柄に入る分多くは朽ちて刃先き残り、是^{ハガネ}刃の分其性堅固なる故今も朽ずして、砥石にて是をとぐに永のごとくにして、利すこと吹毛の刃也。平石谷・大柱谷山は去る子の年より樵夫數十人籠もり居て木を伐る。彼の鍬を拾いて来る者多し、といで小刀とし又髪を剃る。誠に甚だ快利也。思ふに古の鉄は、今の世の鉄に比すべき処にあらず、其性純粹にして土に入りて朽ちず。幾星霜を歴て猶如此堅剛さをもてり、是乃先祖射捨の鍬なり。其後鉄砲広まり各々鉄砲を鍛鍊し其妙を得たりとて、多くの猪・鹿を打ちて農事ヲ利したりと云う。

○又榎合又右エ門も力量拔群の者なり。宇多と澤との中の切け石橋は、河より又右エ門が肩げ来しと云う。今の者二人や三人に及ぶべけんや。

○又其後一歳、有田郡の鮎川師来り、田鶴の瀬上下に網を張り鮎を集める。甥平は幼き時彼の袋の際にて水を浴び網の中の鮎を掴む。鮎師共怒りて之を叱る。叔父初蔵上なる田畔より之を見る。悪口憎しやとて自ら川に入り、泳ぐ躰して袋網の底をつかみ、むんづとねじ切り捨て、川より上り販る、鮎川氏かゝる事とは知らず網を上ぐる、鮎皆抜けて一つも手に入らずと云う。

三十木村井原矢之助は正兼の妹生む処なり。

矢之助初て大庄屋の蒙^レ命其頃高津尾領の中河向の蕨平と云う山裾に大なる原あり。矢之助此の所新たに田畑開墾したしと、公辺の許をへて田畑を開き、弟次右衛門なるもの茲に居らしめ、其後次右衛門の弟矢之助の妹を娶る。近年まで存在ありき、今の高津尾の新田井原氏は其祖。三十木にて姓は大江なり。高津尾本村の井原氏は新田に縁を結びて、母方の系圖をつぐなり。矢之助は謡・囃子・能を幸ぶに堪能にして殊に笛の名人也。

○其頃日高郡代兼御代官片山又兵衛と云へる人、日高川を掘り船路を開き舟津より田尻の間に新たに船を造らしめ、舟師を阿州より召寄せ山中の産物運送せしむ。即ち炭を焼かしめて件の船にて日高の浜へ運送せしめ、海運にて江戸に廻す。當時江戸に炭倉の火事ありと、時に大猛烈にして日数をかくるも、消すことを得ずし穩やかにならずして炭倉番人に尋ねれば、紀州御用の炭にて日高山中より焼出したりと答ふ。公儀への注進に件の趣き言上す。茲に於て住倉の儀国君へ御尋問あり、御答に是は日郡片山又兵衛なる者の私の売物なるべし、急度吟味なるべしとの御事。公道相済み片山氏は申訳けなく當分御改易となり暫く泉州に偶居す。其後幾程もなく此片山氏川掘りの砌、諸人夫等の指配大庄屋井原矢之助なり。其頃又中木村庄屋に塩崎五郎左エ門と云ふものあり、近郷にて口をきく者なり。是によつて片山氏より人夫指配目代とす。川掘勘定の時矢之助・五郎左エ門帳面に相違あり。矢之助・五郎左エ門が帳面を削りて自己の帳面に吻合せしめん事を計る。五郎左エ門是を背はず。矢之助様々に説いて漸く無事なり。是より矢之助深く五郎左エ門を憎み、如何にしても罪に落さばやと思ひ、高津尾村の中長瀧の何某と云う者を語らいて、其の時五郎左エ門が牛を値の高下に拘らず買取らしめ、扱代金は手付として先半分渡し、牛を曳取らしめ長瀧の者之を飼ひ置く。其後数月に及べども五郎左エ門に代金を払はず、しきりに催促を加ふるも渡すことをせず、左あらば受取りたる半銀返すべし、牛を返せと云も牛をも返さず。如此にして惱すこと半年なり。五郎左エ門腹をすへかね、或夜潜に彼牛を引取り牛部屋に張り札をして牛代渡さざるにより牛を引取るもの也。牛望まば残金持参あるべし、其時

引替申す可物也、中木五郎左工門と書付けたり。長瀧の者兼て拵ゑたる事なれば、昨夜何者の所以とも知らず牛を盗み取られたりと大庄屋へ訴ゑ出す。之に於て矢之助計りして、盗れたる牛の形はかようくなり、何方にても見當り次第知らせ給はりたしと書附して、郡代所へ訴へ御領分へふれ流す。五郎左工門は手前に飼牛あれば、引取りたる牛をば外へ預け、何の子細も知らずに居たるに程を経て長瀧の者より、扱てこそ盗れたる牛の在所を見出し候とて、預り飼ひたる者を大庄屋の許に召し出し詮議す。中木五郎左工門より預りたる由を申す。扱て五郎左工門牛盗人となりて其旨公辺へ訴へ、矢之助吟味して数通の口書を取り、申訳立ち難ように取組みければ、遂に入牢の上御掟なればとて、船津村領大隈の芝へ引出し打首にせらる。五郎左工門二人の男子あり、兄は十三歳・弟は十一歳なり。五郎左工門最後に臨みて二人の倅見申し度しと願ひければ、苦しかるまじと呼び出す。五郎左工門二人の子供を近付け、汝等幼く共父が遺言をよく耳底に入れよとて、井原矢之助の元来悪逆無道の者にして、長瀧の者と計らひて我を牛盗人となしたり。汝等は刑人の子なれば故郷の住居叶ふまじ、若山西養寺に縁あるなれば、是を頼みて出家なし我菩提を問ふべきなり。返すく恨しきは矢之助が計りなり外云ふ事なし、とくく此場を去るべしと両眼に血の涙を泛べて、父子暇乞いして其後首を刎ねられける也。

扱て其後井原矢之助、上阿田木権現の社木の杓を伐つて日高に於て入獄す。御糾明の上罪死罪となると雖も、御宥免を以て一命を助けられると聞くや。若山海善寺にて出家せし五郎左工門の二人御評定所に罷出、井原矢之助儀悪逆無道の者なりと、先年ありし事を陳べければ、再び評定あつて終日高吉原に於て首を刎られけり。吉原に於て矢之助首を打たれし時、若山片山家焼失せりと云ふ。

謙信（長九郎）母は寒川村何某娘なり。

初め八太夫正兼、本家を嫡子八郎兵衛兼次に譲り、龍之助・長九郎を具して今の太助屋舗に移り、龍之助正武又譲レ之家居す。是によつて其時より御部屋と呼ぶ。正兼此家に終る。

正連（八右衛門）母兼信に全じ

田尻下村田中に家居す。妻は同村小田玉置某の娘なり。正連に女子一人男子なし。彼女を三九郎正景に嫁せしめ、後夫婦共正景に来て養介となる。田中の家の家財・田畑・山林等盡く正景に附與す。小田は元北俣氏なり。和佐玉置氏没落の時、家臣北俣喜太夫と云う者来て田尻小田に住す。知行有田郡水尻にありと云ふ。後に玉置有之助落胤腹の子を養子とし、是を玉置性の始めとす。

匡直（松兵衛）後に刑部太夫と改む

坂野川の中築瀬某の養子となる。此の家の後の山の頂に八幡平と云ふ処あり。是古へ長子八幡の此の地影向の時、始めて爰に留り給ふ由云ひ伝ふ。是によつて此家昔より長子八幡につき由緒あり。故に此時宇多本家より始めて長子八幡宮の鍵を匡直に譲り、社の開闔を司どらしめ、龍田刑部太夫藤原匡直と名乗らしむ。是より今に至り三代松兵衛・與兵衛・六兵衛長子八幡の神職たり。

正利（八左門）兼次二男・正次の弟也

正保 幼名龍之助 後八太夫と改む

正員 八左門正利嫡子也

正行（達右衛門）八太夫正保嫡子也

母は小釜本原惣右衛門の娘也。若山官医木梨玄丈門人となり、医術を孝び終に版国して業とす。

正好（惣七郎）達右衛門と改む
頼雄 幼名大三之丞 御家流能書

十歳にて高野山に登り、西光院・谷中性院に於て剃髪し、眞饒房頼雄法師と号す。後師の附口をうけて中性院住職たり。孝徳兼備一ツ派の巨擘と称す。其後安永年中蒙三台命・東照宮大権現の別當たり、一派の首領大徳院住持たり。

慈仙（幼名龍之介）

十三歳にして高野山に登り、母方の叔父防西光院谷智善院住持智興法師弟子となり、

剃髮眞朝房慈仙法師と号す。智善院住職たり。

正尹^{たぎ}（幼名松太郎 後大助と改む）

妻川原河西川沙汰ハ嫡子也

山家同心相続す。大助正尹不幸にして早く死す。無男子女子幼稚なり。山家同心相続人は是に依つて女子成長婿養子を以て相続するまでの間、正尹従弟且つ妹婿小釜本村原兵藏に、山家同心役をかりに預けて勤めしむ。但し役儀の姓名は其儘龍田大助を以てす（龍田大助は今の貝野の東の屋敷にありと云ふ）。

二男 運清法印

高野山西光院谷阿弥陀院所仕

三男 眞賢法印

高野山西光院谷中性院住職たり

正員^{かつ}（八三郎 八左エ門正利嫡子也）

正保家相続す

正孝^{たか}（定平）大男にして大力也

初め八左エ門正利叔父八太夫正武家を相続す。後正武実子正保成長するに依つて、即ち正武家が是の譲り、其の身は今八左エ門正重屋舗ヲ開き、新に家を造り嫡子八三郎正員二男定平等を具して是に移り住む。此家を呼んで新家とす。然るに八太夫正保不幸にして早世す。是に依て八三郎正員をして再び正保家を継がしむ。二男定平正孝に新家を譲り、山家同心の役相続せしむ。

正爲（増右衛門）妻熊野川寒川庄左エ門の娘なり。

正芳（爲八）

藤吉 増八と改む。小釜本本村原忠左衛門名跡相続す。

妻同村柳川與太夫娘なり

正光（平八）八左衛門

妻は田尻村庄屋前地惣兵衛娘

女子 下田原村庄屋田原平右衛門妻

此田原平右衛門家は天正年中太閤秀吉公朝鮮征伐の時、諸国在々に陣夫の役から軍士に従ふ人夫朝鮮へ渡る事也。彼陣夫下田原村へも懸り、村中の百姓會合して評議すと雖も、戰場用事を達する人夫と云ひ、殊にはるく朝鮮国へ渡る事なれば、生きて再び販らん事は難かるべしと各胴ぶるいして、柚木株先祖善兵衛と云ふ者進み出でて曰く、各々如レ此戰慄てばかり居ては詮なし。然らば今田高合せて拾九石取持せり、村中として此高を引き、永代我株の諸役を償ひ、其上我子孫あらん限り當村の頭取たらしめば、某朝鮮に渡り陣夫を勤むべきなりと云ひければ、村中百姓等一度に蘇生したる躰にて大喜び、其義ならば云ふにやは及ばず。如何なる事なりとも望みに応じ申すべしとて即座に一札を書き連判し、柚木孫脊あらん限り望みの件々相違あるべからずと罰文まで書き載せて渡しける。是により善兵衛朝鮮国に渡り陣夫を勤め、無事にて販国しけるなり。彼の地の戰場にて拾ひ来るもの数々今に在り。代々庄屋を勤め今に至りて高を引く事退轉無者也。

正重^{しげ}

幼名槌五郎 後ハ左工門と改む

寛政十年苗字帯刀御免を蒙る

来啓法印

十三歳にして高野山に登り、西光院谷智善院に於て剃髪、堯眞房来啓法印と号す。

長子八幡宮別當般若寺住職たり。

正澄^{すみ}

幼名左馬之助 後才助と改む

正時

幼名平五郎 後孝右衛門と改む

正次^{つぐ}

(平作) 正徳元卯年十月十八日卒す

正保年中父八郎兵衛兼次、山家同心小頭役の蒙命依りて、年十三歳にして父の跡庄屋役をうけつぐ。妻愛川村玉置孫助長則の娘。

愛川村玉置氏は大職冠鎌足の御子、太政大臣不比等の四代中納言貞嗣卿七世の孫右工門の佐能道の嫡子、四郎右近ノ太夫秀兼十九代の落胤、玉置尊忠八代の嫡流玉置庄司

尊春より九代、武名を受けつぎ日高郡川上庄並に志賀之庄・有田郡水尻の庄を領して、日高郡和佐に住居したる玉置民部少輔長春の嫡子、但馬の佐長岡末葉也。天正十三年二月二十八日但馬ノ佐長岡の一族、舅丸山城主湯川中務少輔直春に亡され、侍従と云へる女、長岡生める所の嬰兒を芋桶みどりこに入れて深くかくして、和佐を出でて尋ね登り上方村に止りたる時、愛川村の地主枚谷某と云者取りて養子とす。成長するに及びて玉置源吾と名乗る。以来子孫相續いて絶えず。

正利（平八）八左工門と改む。小男にて大力也。

伯父八太夫正成の跡相續す。

正景（三九郎）後に八郎兵衛と改む。父の跡山家同心相續す。

八郎兵衛兼次本家を嫡子平作正次に譲り、二男平八正利を遣し、弟八太夫正武が家を続がしめ、四男惣四郎を同郡萩原村何某に與へて養子とし、末子權之助ら同郡上洞村沼ノ上何某に遣はし養子とし、末子權之助を同郡由良之中網代浦の何某に與へて養子たらしめ、女子松子を小釜本村原嘉右衛門に嫁せしめ、其身は三男三九郎正景弟に妾腹源之丞平左工門幾也。同加祢子都合五人を具して、長九郎兼信が旧宅に移り山家同心小頭役を三九郎正景に相續せしめ、後に妾小女郎腹の子四人を具して、東面へ家を造りて店舗と呼び、是に移り隱居す。今の平左工門宅是也。

正基もと（權之助）權右工門

十五歳の時由良村の中網代浦何某と云う網株の内養子に成る。三年にして自ら離縁して東都に至り、二十余年にして有田郡広村扇屋の後家を妻として男子一人生む。扇職いやになりて又離別して田尻村に皈る。十五歳の時出でて四十余歳で皈る。顔色容貌皈りて其の倂なく、權之助と思はざりき。かくて兄正次より下川原の屋舗を住す。

源之亟

正長
正富とみ

清兵衛 田尻村谷同株金太夫男

平左衛門 幼名楠松 妻坂野川村六兵衛娘

甲斐の川に家を造りて移住す

要助

専松 父は初湯川村源之丞

正恒

幼名平太郎 平次郎 妻は田尻村前地惣兵衛娘

中山中組又山路組杖突役

明和四年閏九月二十日卒す、六十七歳。

正章

幼名權之助 正庵と号す

稲葉養軒橘の貞利門人也。十四歳にして師門に入り儒医兩道を享ぶ。天姓明敏なり、

能書にして詩をよくし、畫に巧に算術に達す。七年旧里に皈らんとする時、時疫にか

ゝり延享二年九月二十四日卒す、二十歳。

雅家

幼名萬吉 後養叔と号す。

正虎

(喜四郎) 中山中組杖突役、明和五年十二月二日二字帶刀御免蒙る。

昌則

(周次) 地士

十五歳二而祖父跡地士相続ノ蒙命、中山中組職人役相勤む。

正家

(安右衛門) 八郎兵衛と改む。

父の跡山家同心小頭役相続。

正綱

(淺右衛門)

正寛

權四郎 後八兵衛と改む。

高津尾広瀬高尾喜之助株、山家同新株を受けつぎて伝へ勤む。

此の正寛と申す人は、身長五尺九寸ありて容貌優美なり。少年の時より三佐村安樂寺一代若山出生萬譽上人兄弟子にて、子分となり常に若山に往返して身に錦衣を着すること稀なり。馬を馳せ喜びて角力をとる。強力早業にして若山より南方に手を立つる者なし。或夜定平正孝は八兵衛正寛など源之丞正長宅にて、夜嘶をして居りけるに狗ことぐしく吠急出す。やがて狗を追うて走るものあり。素早狼ならん逃すまじと定平正孝は、三尺ばかりの割木の炬の辺にありけるを押しけり、八兵衛正寛は松さしとぼして馳け出でてみるに何物も見えず。屋舗のすみぐさがす猶見へず。家の後ろに大

なる茶の木の株の有りける前をいぶかしとて、正覚右手に松火をかゝげて左手をして彼の茶の木を押し分けて見けるに、星の如くに光る物二つあり。すは狼なるぞと呼ばはりけるに、驚いて東面の垣根をひらいて飛びて逃げんとするを、すかさず八兵衛右の手に松をとぼし乍ら左の手をのべて、宙にて尾をかいつかみどうと指し上げて、そりやたたけと声かくれば、定平件の割木にてたたく。狼はかむべき勢もなくひるみけるを、大地にどうと打ちつけて打殺しぬ。まことに猛き狼を手取りにする強氣早業、未だ其例を聞かざる者なり。如斯骨柄勇剛拔群の人也。

女子雪子小釜本原弥右衛門妻。

正方^{みち}（平八郎）後文左工門と改む。

正實^{ざね}幼年栄次郎又良助 孝右衛門と改む。當御国御台所役人、若山に住す。

正信幼年丑右衛門又源八郎 後八郎兵衛と改む。

年十九歳に而父名跡山家同心小頭役を継承、天明六年まで五十一年勤める。此人鉄砲の名人、少壯より好獵打猪・鹿。就中此人の喜ぶ所は、豪猪の玉箭を負ふて奮迅の怒りをなし、山をつんざき谷に轟き血狂ひに狂って、人を^{ミナゴロ}塵しにするを見ても心安然として、尚他人の狗兒の戲狂を見るに異ならず。即ち其走途に立塞り牙を鳴らして猛火を吐いて勢い奔箭の如く衝いてかゝるを、膝本へ引寄せ鉄砲を以て眞甲を打破り、之を殺すこと宛も小兒の戲に異ならず、常に是を樂とす。壯年より以来千発千中にして、終に其機敏を失せしことなし。誠に心中不動の修練なり。他の人の企て及ぶ処にあらず。

正盛銀次郎後に八右衛門又忠次郎と改む。

十九歳にして東都に下り、當御国より松平讃岐守殿被爲入たる。此の人先祖八郎正義より十七代に當る。元禄十四年に肇めて中山中組大庄屋役の蒙命を其人爲り。聡明豁達なり性嗜酒、近衛流の能書也。儒經・歌書・草子類を好み、常に馬を飼ひて樂とす。常に親族の子弟の爲に讀書を指南する。

理淨^{まさきよ}（定八）

下阿田木權現神職、川原河村住人西川源兵衛婿養子と成る。此家代々權現社司左座たり。阿田木村北俣左右衛門代々副社司右座とす。

正昆^{ひで}

(市八) 西川定八里淨嫡男

安永十辛丑三月十五日卒す。享保四年父正幸跡大庄屋役相続の被命。

雅家

医師 養叔

往歳本家賦税累年停滯し、殆ど五百石に及ばんとす。故に正昆再三達ニ公辺ニ大庄屋を固辞して、蒙ニ高免ニ其後不^レ得^レ己して相伝の田地・宅・林等を沽却して償^レ之、時に残るは僅に屋舗地而已。正昆是に庵を結んで閑居す。然るに嗣息正甫先立こと三年にして飯ス^レ泉。正昆八十三歳中風の病に冒され、神志恍惚として久しく枕辱に在り、つらい^く意を物として常住なる。はなれ天地すら猶寿数あつて、変滅の期を免れず。況んや人生に於ておや當株も基を開きしよりすでに久しく、枝葉梢茂るに似たりと雖も、本家の機息漸く尽きんとす。於^レ此雅家本家の屋舗に移り田宅を再興して、嫡子昌則を以て祖父の地土を相続して、僅かに本家の統を連綿す。

昌則

(国次) 周次安永九年六月二十一日地土相続蒙^レ命

雅家案ずるに後光嚴院の御宇(南朝の正平十三年に當る)貞治四乙巳年、先祖八郎正義當国當郡當田尻村に来て始めて開発居住す。今年天明元辛丑年に至つて星霜凡そ四百二十四年成る者也。

義際^{よしのぶ}

幼名鶴蔵 後養右衛門又周次

歌人若山加納諸平を師となす。文化五辰年十一月父正則跡地土相続す。時に歳八歳也。十五歳まで龍田權右衛門後見す。文政三年尾曾・中木両村庄屋役蒙^レ命。十九歳三ヶ年退役す。全十三年十二月廿二日中山中組大庄屋蒙^レ命二十年勤むる。

義有

(市郎) 劔法関口流

弘化三年九月二十七日父義陳大庄屋役代勤蒙^レ命。後高野山龍池院・正孝院・大徳院に寄偶す。

義尊

(十吉) 又宗助八十次と改む。劔法佐治流。

名草郡山口村湯屋谷山口利右衛門方養子となる。後離縁東都に趣き小仲間役を勤む。明治八年より鹿兒島縣にて、等外二等出仕月棒七円を給せらる。

義秋

幼名山三郎 太郎改 劔法田宮流

本家相續、角力上手・若野辺より上に相手なしといふ。嘉永五年十一月七日父周次郎老年退職後地士相續蒙命

陳秋

(鶴蔵) 後若山堀尾半兵衛之家相續す。角力を好む、東都に趣き御作業方下役を勤む。

義秋(六郎) 身長五尺七寸

嘉永五年十一月七日父義陳跡地士相續年十八歳。元治元年十一月三日上越方村庄屋役蒙命。慶応三年四月十日瀧本・小津茂両村庄屋蒙命、区内書記兼務年給四十二円也。明治元年十二月廿八日銃隊勧誘方蒙命、年々銀七枚被下。明治七年十一月二日まで當区戸長となる年金七十二円也。明治八年四月田畑檢地打替の時、改正事務取扱兼務拝命す。全十二年まで第六第五区戸長奉職中、縣内区戸長廃止に付各村戸長となる。此時日高郡書記に被仰付十七等官月棒六円也。全年四月二十九日退職す。全十七年七月七日より船津村の戸長となる。全二十二年六月退職す。

義之(近松) 賢助と改む。

明治十二年三月川中村戸長役場の書記たり。今の戸主として現在

義雅(山三郎)

明治卅三年東京芝中幸校教師たり死す。

當村甲斐野の伝説

偕て今の如くに川は深く切れ入らず、昔は甲斐野の下段は皆川にてありける。何百年を歴て洪水の度毎に漲り流るる水の勢にて、次第に川筋向へ傾き底へくと穿ち入り、川床深くなりて、昔の川は陸となりて只一つ小笹が原なり。其中にも山際に掘たる古川の跡湖水の如くなる所あり今の池田是なり。此れを埋めざる先は周りに諸木茂り、緑竹・蔓草うち覆ひて、白晝もほの暗く、空腥き風吹きて心細さ古川なりき。水底の深さ幾尋ありと知る人もなし。此の淵に

千歳の大蛇主となりて栖める由、昔より云い伝へり。然るに或時中林の先祖草刈りに行き、日暮れて飯るとて此の古川の辺りを通りけるに、折節薄曇りたる月影にすかし見れば、日頃聞き及ぶ彼の大蛇なるべし。水の中を縦横に泳ぎめぐる。其長三丈余もありと見えて、身の毛もよだち、肝魂を失ひ逃げて飯りて斯くと物語りけるに、兼次聞いてそれは奇異の事なり、いざ行つて見んとて馳け出す。少壯輩二三人跡つき走り行つて、其の間をはるかに隔てゝ窺ひ見るに、果して水面渦巻き泳ぎ廻ること云処にたがはず。兼次見るより衣を脱ぎ捨てゝ馳け行きて、物のあいりも見えぬ朧夜に池水にざんぶと飛び込む。人人是を見てこは如何にあの大蛇に身を與へてんかと慌て騒ぐ中に、やがて大なるかわうそ獺の素首を掴んで水より出で来る。扱て此の人々大蛇にてあらず、獺の連れ泳ぎなりと始めて知る。獺泳ぎは何匹も其尾につきゝて連り泳ぐものなり。水浪を曳く影夥しく長くして全く大蛇の泳ぐが如し。知らざる者は恐れる事珍ならん、何れにともあれ夜に入りてかゝる恐し氣なる。古河へも飛入るのみならず獸を手捕りにする舉動剛強ならずや。

○又佐井村の住人孫兵衛と云へる者、田尻村の甲斐野の空地を新田に開き申度き旨を公辺に達し、御許容を得て開いて田となしけるに、容易に埋める事不能年久しかりけり。此頃孫兵衛の下女佐井村某の娘、夏の夜毎夜毎芋桶を携へて、夜業に参るよしを云いて出で行きける。主人心つけて朝な／＼飯る時に、衣服濡れ小砂多くつきたり。其上夜毎芋を紡つむぎ行きけれども、紡つむめる芋更に見えず。不審に思ひ行く向の仔細を尋ぬれども答へず。愈々怪しく頻りに責めて問ひけるに申す様、此の河辺に結構なる家あり、それへ参り候へば沢の長之助殿を初め、其外若き人々多く集ひて遊び賑かなる事なり。其上打寄りて芋を紡つむんで玉はり候と答ふ。然らば其の紡みたる芋は何方によりやと問へば、さればにて候芋桶に充分にありと思ひ、夜明けてみるに不思議や木の葉になりて候とぞ申しける。主人扱ては怪しき事也と思ひ、夫よりは夜になれば守りをつけて外へ出さず。されども時として紛れ出る事あり、兎や角して居る程に彼の女懐胎の身となり、月満ちて産の催しと見ゆ。急ぎ佐井村の母をよび寄せ介抱させるに、程なく何やらあらん夥しく産みだす。見る処小さき卵の如きものにして、其外に何物もなし。怪しみて母を盥に入れて今の船津へいただき行き、

河水へ捨てけるが余りに怪みて彼の卵を爪にて割見るに、一二ばかり小蛇にて水の上をゆらくと泳ぎて川向へ渡る。母是をみて氣を失ひかしこに倒れ、暫しは人心地もなかりしなり。是老蛇彼の女を惑はし人と化けて、種を施しけるものなりとて人々怪しみ恐れて、其後此地を埋めて田となす。時に孫兵衛長子八幡宮へ祈誓して、甲斐野の土地あらん限り祭礼の神鳥を献ずへしと中籠めけるなり。女童の物語りに彼の甲斐野浦を埋めるとて、枝葉つきの諸木・松の太木など夥しく切込み、土石などを運び入れる程に、老蛇棲むべき隠家なく夜に紛れて甲斐野を出でて、其の後は天田の琴の淵に住めるなり。古郷甲斐野に妻子等を残し置きて懷しく思ふなり。去れば長子八幡宮の御いましめ禁強くして飯る事不_レ叶。空しく悲しく星霜を送るよしと、件の大蛇常に歎き居たと云う。

明治廿二年の大洪水（田尻村）

明治廿二年八月十七・十八・十九日三日間（旧曆の七月二十二・二十三・二十四日の三日間）新八月十七日より雨降り続く。十八日大雨にて洪水となり、十九日午前三時頃大洪水となる。龍田賢助氏屋敷まで水来ると同時に、水端は五平田新宅の戸半に至りたり。而して水の増始めは旧二十三日の朝より二十四日午前三時までなり。田面は水にて流失す、皿田・千沼・大苗代一面に海の如くなり。水引きて田面を見るに無土にして形なく、見るも哀れなる有様となれり。田尻村にて家の流れ始め、貝野政七流失す。海野熊右衛門家流れ、幸右衛門家流失・役場も流れたり。中にも龍田玄俊家は不流と雖も、半分水に損害をしたり。五平田・新宅・貝野東・熊代文七家は流れずと雖も損害大なり。又熊代孫七家・島津直市家も流れずと雖も損害大なり。其他各所にて納屋の倒れたるは多かりけりと云ふ。

日碑之證文

爲子端譽淨正信士成等正覺也

石於牌前晨薦六種之珍羞昏修

三密之秘觀永無有怠慢矣然則

酬此鴻業過去幽魂自證之慢茶也
長莊六大宮殿代他之功德也等遊
逸阿樓閣者也乃至佛眼所照普周
拔濟仍證狀之旨趣全

高野山西光院谷

智善院

安永七歲舍戊戌三月
施主 原與茂太夫殿

布瀝書法印權大僧都大洞和尚

あとがき

○本書は川中村小釜本の人小瀬貞助氏が編したものである。

小瀬氏は永く小幸校教員を勤められたが、かねてより村誌編纂の志あり、その資料として集めたものである。

○本書は以上の如き目的から発した全くの資料にすぎず、他日之等を基礎に川中村誌発行の志ありしが、遂に計画を実現する日知らずしてやんだものである。

昭和廿九年五月一日 寫本畢

清水長一郎

○本書の稿のなされしは、大正八年夏のことである。

『川中村郷土誌資料』のワープロ化を終わって

大正・昭和初期に縣又は市町村の奨励で町村誌の編集が進んだ。刊行まで至らなくてもこの『川中村郷土誌資料』のように資料調査を記録したものが残っている。今の情報社会と違って先人の苦勞が忍ばれる。ただ欲を言えばこの資料は、旧家の記録が大部分を占め、もっと当時の村全体の様子の記録であつたらと残念である。

明治二十二年佐井・坂野川・老星・大又・三佐・田尻・小釜本・下田原・上田原九ヶ村が合せて川中村となり、更に昭和三十一年川中村と船着村が合併し中津村となった。平成十七年五月川辺町・中津村・美山村が合併し日高川町と替わっている。

いずれにせよ多分日の目を見なかったであろうこの資料を後世に残したい。

平成十七（二〇〇五）年九月十五日

清水章博